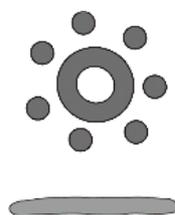


国際ロータリー第2840地区

ロータリー財団 ハンドブック

2022-2023年度

The
Rotary
Foundation



**IMAGINE
ROTARY**



国際ロータリー第2840地区 ロータリー財団委員会



国際ロータリー第2840地区 ロータリー財団委員会	
2022-2023年度 ロータリー財団委員会方針	2
ロータリー財団とは	4
シェアシステムによる寄付金の配分	12
ロータリー財団の補助金モデル	14
地区補助金	
地区補助金の概要	16
地区補助金の申請と報告	20
第2840地区 地区補助金審査基準	21
第2840地区補助金 計画～申請の年間サイクル	27
グローバル補助金	
クラブ・地区が立案するグローバル補助金	28
グローバル補助金の申請から終了までの流れ	35
グローバル補助金の申請と報告	36
第2840地区 グローバル補助金審査基準	37
●クラブが準備をしなければならないこと	38
●補助金プログラムへの参加資格	39
●2840地区のグローバル補助金申請書セルフチェックリスト	41
●参考資料	42

2022-2023年度 ロータリー財団委員会方針

アドバイザー 牛久保哲男(伊勢崎)

委員長 今井 幸吉(沼田)

ロータリー財団は、ロータリアンからの寄付で支えられ、ロータリアンが特定したプロジェクトに資金を提供する唯一の団体です。ロータリアンは様々な方法で人々への奉仕を行います。ロータリー財団はロータリアンが行う奉仕を支えていきます。

中野年度における財団委員会の目標と方針

資金推進に対して

中野年度の地区目標に従って、各クラブが年次寄付と恒久基金への寄付目標を設定して、これを達成できるように支援していきます。

- ・中野年度の年次寄付目標額「1人150ドル以上」を達成できるように、各クラブを支援する
- ・大口寄付者(メジャードナー)を、地区で5名以上にする
- ・ベネファクターまたは遺贈友の会の会員を地区で10名以上にする
- ・ポリオプラス寄付を1人当たり30ドル以上にする
- ・寄付ゼロクラブ“ゼロ”の達成
- ・寄付実績の広報を実施し、記録を行う
- ・当地区におけるDDFの管理・記録・広報を行う
- ・財団の運営に関してのロータリアンの教育を行う
- ・寄付者に、ポール・ハリス・フェロー、マルチプル・ポール・ハリス・フェロー、ベネファクター、大口寄付者の認証が適切に行われるように地区での寄付者認証行事を行う
- ・地区研修・協議会や地区クラブ活性化ワークショップ等の設営に協力する

資金管理に対して

特に守っていただきたい項目を列記いたします。

1. プロジェクトへの支出前に専用口座の残高を申請プロジェクト総額(地区補助金+クラブ拠出金)としてください。プロジェクトに係わるものは必ず専用口座で入出金してください。
2. 申請プロジェクトの内容(目的)と相違するものに使用しないでください。
3. 原則申請時に記載のないものは購入できません。
4. 物品寄贈の場合、受益者からの受領書のコピーや活動の写真を添付してください。
5. 支払先が多岐にわたる場合、報告書にはわかり易く添付してください。
6. クレジットカードで支払う場合は地区補助金専用口座から引き落とされる、ロータリーカード(クラブカード)を作りそのカードでお支払いください。
7. 申請時の見積書等の金額、実行時の金額と大きな差異のなき様、申請時の見積の妥当性を確保してください。
8. ロータリアンが関わった活動事例については訴求力のあるものとしてください。
9. 報告書の提出は、プロジェクト終了後1ヶ月以内にWebにてお願い致します。

地区補助金に対して

2022-2023年度 地区補助金報告書(実施年度)

1. 報告書の提出期限:プロジェクト終了後1ヶ月以内 Webでの報告

2022-2023年度 地区補助金申請書(申請年度)

- | | | |
|------------------|------------------|-----------|
| 1. 地区補助金申請提出期限 | 2022年12月16日(金) | Web申請 |
| 2. 第1回地区補助金予備審査会 | 2023年1月21日(土) | 前橋商工会議所会館 |
| 3. 第2回地区補助金予備審査会 | 2023年2月11日(土) | 前橋商工会議所会館 |
| 4. 第3回予備審査会 | 2023年3月4日(土) | 前橋商工会議所会館 |
| 5. 地区補助金最終審査会 | 2023年5月6日(土) | 前橋商工会議所会館 |
| 6. ロータリー財団への一括申請 | 2023年6月9日(金)(予定) | |

グローバル補助金に対して

1. 申請期限は随時(ただし、6/1~6/30の間は年度替りのため7月1日以降の申請手続きをお願いします)。申請書の提出を受け、地区の審査会は随時開催されます。
*奨学金応募申請には申請期間がありますのでご確認ください
2. ホストパートナー(実施国)が企画しているプロジェクトの場合は、ホストパートナーの申請書等を日本語で事業内容の詳細を添付してください。
3. 報告書の提出期限はプロジェクト終了後2か月以内(グローバル補助金用の報告書を使用してください)。
4. 前年度からDDFに対するWFからの上乗せが、80%になりました。現金拠出に対しては管理運営費として5%が必要になります。
5. グローバル補助金申請のサポートを強化するとともに、援助国の要請があったら案内をする。
6. グローバル補助金のDDFを使い切れるように活動する。

地区ロータリー財団委員会の約束

- 地区内クラブの更なる活性化に役立つよう、補助金は最大限利用していただく
- プロジェクトの資金源である財団寄付への理解を深めて頂き、更なる増進を図る
- 各クラブの積極的な奉仕活動を共有し、併せて公共イメージの向上を目指す
- 公正で公平な補助金の使用を促進する
- 地区補助金の事業変更には迅速に対応する
- 財団委員会はクラブ目線での親切な対応に努める

2022-2023年度 セミナー開催予定及び地区補助金提出期限

- | | | |
|--------------------|----------------|--|
| 1. 補助金管理セミナー | 2022年11月6日(日) | 前橋問屋センター会館
(補助金管理セミナーの出席が補助金申請の必須条件となります) |
| 2. 地区クラブ活性化ワークショップ | 2022年8月28日(日) | |
| 3. 地区補助金申請書提出期限 | 2022年12月16日(金) | Webでの申請となります。 |

ロータリー財団委員会

アドバイザー パストガバナー 牛久保哲男(伊勢崎RC)
ロータリー財団委員長 今井 幸吉(沼田RC)

第1章 ロータリー財団とは This is The Rotary Foundation

国際ロータリーのロータリー財団は、1917年に基金として発足し、1928年国際大会でロータリー財団と名づけられた。1931年に信託組織となり、1983年に米国イリノイ州の法令の下に非営利財団法人となった。ロータリー財団は、財団の法人設立定款と細則に従って、ロータリー財団管理委員会が慈善的、教育的目的のためにのみ運営するものとする。

1. 財団の定義 (Definition Of The Rotary Foundation)

ロータリー財団は、ロータリークラブおよび地区を通じて実施される、承認された人道的および教育的活動の支援のために寄付を受け付け、資金を分配する非営利財団である。

(ロータリー財団章典10.010.2011年9月管理委員会会合決定8号)

ロータリー財団は、寄付を受け取り、ロータリークラブや地区の人道的および教育的活動でロータリー財団が承認したものに補助金を提供する非営利法人と定義されている。この定義は2011年9月の管理委員会で再確認された。

国際ロータリーは、ロータリークラブを通じてロータリアンから人頭分担金を集めている。もちろん寄付金を受けることもできるが、寄付者に税制上の優遇措置を与えることはできない。そこでイリノイ州法の別の条項の下に、独立した非営利財団のロータリー財団を設立し、米国の寄付者に税制上の優遇措置を講じている。国際ロータリーがロータリー財団の法人会員となっているので、ロータリー財団の正式名称は国際ロータリーのロータリー財団で、ロータリー財団がロータリーの方針に沿わない活動をするのではない。両者は理念としては一体のものである。

ロータリー財団の資産が国際ロータリーの資産の5倍くらいあるため、ロータリー財団の活動が目立ち、その資産を活用して独自の活動をしているのではないかと危惧するロータリアンもいるが、決してそのようなことはなく、ロータリー財団はその資産を増やし、奉仕活動を広げていくことに貢献している。

2. 使命 (Mission)

国際ロータリーの使命

国際ロータリーは、他者に奉仕し、高潔さを促進し、事業と専門職務および地域社会のリーダーの間の親睦を通じて世界理解、親善、平和を推進する。

ロータリー財団の使命

ロータリー財団は、ロータリアンが、人びとの健康状態を改善し、質の高い教育を提供し、環境保全に取り組み、貧困をなくすことを通じて、世界理解、親善、平和を構築できるように支援することである。

ロータリー財団の標語

「世界でよいことをしよう」(Doing Good in the World) が、ロータリー財団の標語である。

3. 歴史 (History of The Rotary Foundation)

ロータリー財団は、1917年、米国ジョージア州アトランタで開催された国際大会において、アーチC. クランフ (Arch C. Klumph) が「全世界的な規模で慈善・教育・その他社会奉仕の分野でよりよいことをするために基金をつくらう」と提案したことに始まった。アーチ・クランフは、6人目 (第7代) のRI会長で、ロータリー財団の父と呼ばれている。各地のロータリアンが目先の世界の出来事に目を奪われている第1次世界大戦中にアーチ・クランフの夢が提起された。

数カ月後に、この新しく誕生した基金は米国ミズーリ州カンザス・シティーRCから米貨26ドル50セントの最初の寄付金を受け取った。

1928年ミネソタ州ミネアポリス国際大会で、この基金はロータリー財団と名づけられた。大恐慌が世界中で影響を及ぼし始めた1930年に、財団は、最初の補助金を授与することができ、ロータリーの創始者、ポール・ハリスが名前を秘して、500米ドルを寄付し、身体障害児童保護国際協会にその500米ドルを贈ることを要望した。

その後、ロータリー財団は国際ロータリー理事会の同意の下に信託宣言を作成し、1931年11月12日に信託組織となった。この信託宣言の大意は、ロータリー財団が受け取り管理する財産およびその収益は、

すべて国際ロータリーが行う活動のためにのみ支出されるというものであり、この信託宣言は今も生きている。

ちなみにロータリー財団月間（注）は、11月であるが、当初は、11月15日を含む1週間が財団週間であった。信託宣言が11月であったことで財団月間が11月である理由の一端があると言える。

（注）ロータリー財団月間（The Rotary Foundation Month）

1964-65年度R I理事会と管理委員会は、毎年11月15日を含む1週間をロータリー財団週間とすることを定めた。その後、1983-84年度に、11月をロータリー財団月間と定めた。11月には、全クラブが同時に財団月間を実施し、この月間はクラブが財団プログラムを支援、推進、参加する特別の期間である。月間中、財団の活動を広く知らせる手段として、ロータリー財団補助金受領者その他が、クラブ例会や教育機関や地域社会の会合で、ロータリー財団について講演する。財団の奨学金事業および人道的諸事業についての知識と理解を深め、財団の推進に役立つプログラムを実施するためのR I理事会指定の月間である。

1947年1月27日に、ポール・ハリスがイリノイ州シカゴの自宅で亡くなった。70カ国以上30万人以上のロータリアンがロータリーの創始者の死を悼み、寄付金が国際ロータリーに相次いで寄せられた。財団のほうでも、ポール・ハリス記念基金を設け、ポールに敬意を表したいロータリアンに対して、財団寄付をお願いした。その反響は素晴らしいもので翌年の7月迄に、130万米ドル以上が寄付された。

1948年には最初の財団プログラム、高等研究奨学金により、米国、ベルギー、英国、フランス、メキシコ、中国の18人の若い人たち（当時奨学生は全員男性、2年目からは女性にも奨学金が授与された）が選ばれ、他国でそれぞれの専門分野（大学院課程）を勉学した。当時、この人たちはポール・ハリス・フェロー、ロータリー・フェローと呼ばれていたが、これが最初のロータリー国際親善奨学生だった。

<年 表>

1917年 米国ジョージア州アトランタで開かれたロータリー国際大会で、ロータリー会長アーチ・クランプが「世界でよいことをする」ための基金の設立を提案。カンザス・シティーロータリークラブ（米国ミズーリ州）から、最初の寄付26ドル50セントが基金に寄せられる。

1928年 ロータリー財団と正式に命名され、初代管理委員が任命される。

1930年 国際障害児協会（Easter Sealsの前身）へ500米ドルを贈り、これが財団の補助金第1号となる。

1947年 ロータリー創設者、ポール・ハリスが逝去。その後18カ月間に、ハリスを追悼する寄付100万米ドル以上が財団へ寄せられた。

〃 ロータリー財団初のプログラムとして「高等教育のためのロータリー財団奨学金」を開始。

1957年 ポール・ハリス・フェローの認証を開始。

1962年 「技術研修のための奨学金」（後の職業研修奨学金）の授与を開始。

1978年 「保健、飢餓追放および人間性尊重（3-H）補助金」プログラムを創設。

1979年 3-Hプロジェクト第1号として、フィリピンの600万人以上の子どもにポリオ予防接種を実施。

1981年 「世界理解と平和のための基金」を設立。

1983年 ロータリー財団が法的に信託から非営利法人に変更される。

1985年 「ポリオプラス」と「大学教員のための補助金」プログラムを開始。

1994年 西半球のポリオフリーが宣言される。

1999年 ロータリー平和センターを創設。

ロータリー平和フェロー第一期生が2002年秋より留学を開始。

2000年 西太平洋地域のポリオフリーが宣言される。

2002年 財団がポリオ根絶のための1年間の募金キャンペーンを行い、目標額8,000万米ドルを大きく上回る1億3,000万米ドルを達成。ヨーロッパ地域のポリオフリーが宣言される。

2002年 ビル&メリンダ・ゲイツ財団から「世界保健のためのゲイツ賞」として100万米ドルがロータリー財団に授与される。

2004年 補助金モデルを更新する必要性を財団管理委員会が認識し、後の「未来の夢計画」となる構想に着手。

2007年 ポリオ根絶資金を集めるため、ビル&メリンダ・ゲイツ財団がロータリーに対して1億米ドルの

- チャレンジ補助金を授与。
- 2009年 ビル&メリнда・ゲイツ財団が、ポリオ根絶活動のためにさらに2億5,500万米ドルをロータリーに授与。前述のチャレンジを2億米ドルに引き上げ、ロータリーが集めた資金1米ドルごとに、米貨3ドル55セントが上乗せされることとなった。
- 2010年 3年間にわたり100地区が新しい補助金モデルを試験する未来の夢試験段階を開始。この補助金モデルは、(新) 地区補助金、グローバル補助金、パッケージ・グラントの3種類で構成される。試験段階の一環として、地区による職業研修チーム (VTT) の派遣・受入れ、ロータリーの6つの重点分野に沿ったプロジェクトの実施も行われた。
- 2013年 ロータリーがポリオ根絶のために集めた資金に対して、ビル&メリнда・ゲイツ財団が2倍額を上乗せすることを発表 (5年間、年間3,500万米ドルまでの寄付が対象)。
未来の夢試験段階が終了。新しい補助金モデルが全世界に導入される。マッチング・グラント、(旧) 地区補助金、国際親善奨学金、GSEは廃止される。
- 2014年 東南アジア地域のポリオフリーが宣言される。
- 2017年 ロータリー財団100周年
財団100周年の幕締めとなるアトランタ国際大会で財団生誕の地での祝賀会開催、ロータリーをはじめ寄付国、寄付団体がポリオ根絶に13億米ドルを寄付する約束をした。ロータリーは、向こう3年間で1億5,000万米ドルを約束した。ロータリーのポリオ根絶寄付に対してビル&メリнда・ゲイツ財団が倍額を上乗せしてきたマッチングを継続し、7月1日から向こう3年間、年間5,000万米ドルまでをマッチング対象とすることを約束した。
- 2018年 4月ロータリー平和センタープログラムを支援するための日本ロータリー平和センター恒久基金を設立。
- 2019年 1月ロータリー財団章典の日本語訳版 (2018年10月版: 2018年までの管理委員会決定含む) が初めてR1より発行された。ロータリー財団章典 (2019年1月版) の構成より従来の3章から6章に細分化された。
「ロータリー災害救援基金」を設立した。(25,000ドルまでの補助金を配分)
- 2019年 4月6つの重点分野の名称のうち3つが変更された。(2019年7月1日より有効)
- 2019年 6月ロータリー平和センターの設置大学として、ウガンダ (カンパラ) にあるマケレレ大学を承認。(平和と紛争研究に関する専門能力開発修了証取得プログラム)
- 2020年 1月22日ロータリーとゲイツ財団がポリオ根絶資金の上乗せを延長。この提携の下、ロータリーは今後3年間、毎年5,000万ドルを拠出することを目標に掲げ、ゲイツ財団がロータリーの拠出金に対して2倍額を上乗せすることとなる。
- 2020年 4月コロナに対する財団補助金活用を推進。新型コロナウイルスへの対応を支援し、その影響を受けている人びとを支援するために、ロータリーの災害救援補助金やグローバル補助金の活用を推進。
- 2020年 6月ロータリー財団管理委員会と国際ロータリー理事会は、「環境の保全」という新たな重点分野を追加し、それに伴い、ロータリー財団の使命の改訂した。
- 2022年 7月1日付で、ローターアクトクラブがグローバル補助金プロジェクトで援助国側提唱者または実施国側提唱者になること (ただし、ローターアクトクラブがグローバル補助金で以前にロータリークラブと一緒に活動したことがあることを条件とする) を許可することに同意した。
- 2020年 7月グローバル補助金予算額の下限額を30,000米ドルとすることを規定した。
- 2021年 1月2022年7月1日より、地区がローターアクトクラブに地区補助金の資金を配分できることに同意した。
- 2021年 7月1日有効で、ポリオプラスへのDDFの寄贈に対するWFの上乗せを100%から50%に削減した。
- 2021年 7月1日有効で、グローバル補助金へのDDFに対するWFの上乗せを100%から80%に削減した。
- 2021年 7月1日より、年次基金 (シェア) 寄付の5%が、運営費に充てるためにWFとDDFから均等に差し引かれることに同意した。DDFの繰り越しを5年間に制限した。

4. 外部評価 (Outside Ratings)

ロータリー財団が13年連続で最高評価を得る

ロータリー財団はこの度、米国の慈善団体を評価する独立評価機関であるチャリティナビゲーターより、13年連続で最高の4つ星評価を受けた。

今回の4つ星は、ロータリー財団が部門別のベストプラクティスを実践し、財務的に効率のよい方法でその使命を遂行したこと、また、財務健全性、説明責任、透明性へのコミットメントを示したことが評価されたものである。チャリティナビゲーターが評価する団体のうち、13年連続で4つ星評価を獲得した団体は、全体の1%にすぎない。

チャリティナビゲーターの会長兼CEOのマイケル・サッチャー氏は次のように述べている。「この功績と4つ星評価により、貴財団のファンドレイジングと広報活動により影響がもたらされるでしょう」チャリティナビゲーターによる評価では、寄付の活用、プログラムとサービスの維持、健全なガバナンスと開放性などが審査される。
(2020年12月16日)〈記事/国際ロータリー〉

公益法人ロータリー日本財団

(Public Interest Incorporated Foundation, Rotary Foundation Japan : PIIF-RFJ)

本来ロータリー財団は世界に一つであるべきだが、いろいろな国にロータリー財団の協力財団 (Associate Foundation) をもつことが寄付を募る上でも奉仕活動の面でも有益であると認識されている。1967年にカナダに協力財団が設立されたのが最初で、ドイツは1951年に設立され、1987年に承認されている。1988年にインド、1991年に英国、1994年にオーストラリア、2003年にブラジルと日本で設立された。

日本は、2003年4月に特定非営利活動法人ロータリー日本財団すなわち（特活）ロータリー日本財団を登記したが、新公益法人関連三法（法人法、認定法、整備法）が2008年12月1日に施行されたのに伴い、2008年9月10日をもって解散した。

新たに2009年6月に一般財団法人ロータリー日本財団を登記し、2010年12月24日に、待望の公益認定を受け、公益財団法人ロータリー日本財団 (Public Interest Incorporated Foundation, Rotary Foundation Japan : PIIF-RFJ) が認定された。

それに従い2011年4月1日より、恒久基金を除き、個人および法人の寄付に対して税制上の優遇措置を講じることができるようになった。さらに、2011年7月1日からは恒久基金についても税制上の優遇措置を講じられた。

第2章 重点分野

地元地域や世界のために、持ちうるリソースを最大限に生かしたい。そう願うロータリーは、これまでの長年の経験から、もっとも大きく、持続可能なインパクトをもたらすことをめざして活動しています。

現在の重点分野

財団はロータリー財団グローバル補助金について以下の7つの重点分野を支援する。

a) 平和構築と紛争予防 (Peacebuilding and conflict prevention)

ロータリーは、地元や海外の地域社会における紛争転換を促す活動を通じた、平和構築と紛争予防に関連する研修、教育、実践を支援します。紛争の予防・仲裁や難民支援に当たる人材を育て、異文化間の交流と対話を促すことで、平和な世界づくりを目指しています。

今日、紛争、暴力、弾劾、人権侵害によって家を追われた人の数は7,000万人。その半数が子どもです。このような状況を、私たちは絶対に受け入れません。ロータリーは、異文化交流を通じて相互理解の心を育て、紛争解決のスキルを備えた人材の育成を通じて平和な世界づくりを促進しています。

b) 疾病予防と治療 (Disease prevention and treatment)

ロータリーは、疾病の原因と影響を減らすための活動を支援します。この分野のプロジェクトは、医療サービスへのアクセスの改善および拡充、医療機器の提供、または医療従事者の研修によって医療システムを強化します。

c) 水と衛生 (Water, sanitation, and hygiene)

ロータリーは、安全な水源の管理と保護を促し、安全な飲み水と衛生（衛生設備や衛生教育など）への普遍的かつ公平な利用を実現する活動を支援します。ロータリー財団は、環境的に健全で、測定可能かつ持続可能な介入を通じて、政府、諸機関、地域社会が水と衛生の分野における事業を管理できるようエンパワメントを図ることに力を入れています。

d) 母子の健康 (Maternal and child health)

ロータリーは、母子の健康を改善し、5歳未満の幼児の死亡率を減らすための活動と研修を支援します。この分野のプロジェクトは、医療サービスへのアクセスの改善および拡充、医療機器の提供、および医療従事者の研修によって、医療システムを強化します。

e) 基本的教育と識字率向上 (Basic education and literacy)

ロータリーは、すべての子どものための教育を改善し、子どもと成人の識字率を高めるための活動と研修を支援します。

f) 地域社会の経済発展 (Community economic development)

ロータリーは、貧困地域や十分な支援が得られない地域で測定可能かつ長期的な経済発展を創出し、人びとと地域社会が貧困を緩和していけるよう支援します。

g) 環境 (Environment)

ロータリーは、天然資源の保護と保存を強化し、環境の持続可能性を促進し、さらに人々と環境の間の調和を育成する活動を支援します。



第3章 プログラムとシェアシステム

1. ロータリー財団の資金の使われ方

寄付の種類によって使われ方は違う。

- ①年次寄付金は3年間、資金として運用し、その運用益は財団の運営費に使われる。元金は3年後、半額が地区財団活動資金（DDF）、残りの半額が国際財団活動資金（WF）として戻される。これがシェアシステムと呼ばれるものである。
- ②恒久基金は元金を使わない。運用益のみを地区と財団で使う。
- ③ポリオプラスやロータリー平和フェローシップおよびロータリーの重点分野等に対する寄付に指定した寄付金は、指定されたポリオ根絶のためやフェローシップ支援にのみ全額が使われる。
- ④グローバル補助金へのクラブからの寄付金は、指定されたグローバル補助金プロジェクトに使われる。地区補助金とグローバル補助金を地区や地区内クラブで使うことができる。

寄付の種類

寄付には以下の2種類がある。（2000年4月管理委員会会合、決定126号）。

年次基金

一般寄付を行う寄付者は資金の用途を指定しない。

- a. 各会計年度末に、一般寄付は地区ごとに合計される。
- b. 各地区の一般寄付合計額は、2021年7月より地区財団活動資金（47.5%）と国際財団活動資金（47.5%）および運営費（5%）の資金に分けられる。

制限付き寄付

制限付き寄付は特別な用途が寄付者によって指定されている寄付すべてを指す。

- 恒久基金への寄付はこの資金に計上される
- ポリオプラスへの受領寄付はこの資金に計上される

2. ロータリー財団のプログラム (Programs of The Rotary Foundation)

①ポリオプラス (Polio Plus)

ポリオ根絶はロータリーの最優先項目。ポリオ常在国、ウイルス流入国、高リスク国を中心とした世界のポリオ根絶のための取り組み。

②ロータリー平和センター (Rotary Peace Centers)

世界に7つあるロータリー平和センターの1つで、国際関係、平和、紛争解決とその関連分野で学ぶ学生への奨学金。

③補助金プログラム (Rotary Foundation Grants)

人びとによりよい生活をもたらす、地域社会に貢献するロータリアンの活動を支えている活動。

ロータリー財団の補助金は、以下の2つである。

1. 地区補助金 (DG : District Grants)
2. グローバル補助金 (GG : Global Grants)

この2つの補助金とも、人道奉仕プロジェクト (Humanitarian Projects)、奨学金 (Scholarship) および職業研修チーム (VTT : Vocational Training Team) の3つの活動からなる。

3. シェアシステム (Share System)

ロータリー財団へのご寄付は、シェアシステムと呼ばれる仕組みを通じて、様々な奉仕活動を支える補助金に生まれ変わる。地区内のクラブからの年次基金（シェア）へのご寄付は、ロータリー年度末に、国際財団活動資金（WF）と地区財団活動資金（DDF）に分けられる。

●3年の資金サイクル

財団では、地区が十分な時間をかけてプロジェクトを計画・選択できるよう、また、投資収益を運営費（寄付推進費と一般管理運営費）に充てることできるように計画された3年間の資金サイクルを採用している。

地区は、寄付の3年後にDDFの半分までを地区補助金として使用でき、残りをグローバル補助金の申請、ポリオプラスやロータリー平和センターの支援、ほかの地区への寄贈のために使うことができる。地区はDDF（地区財団活動資金）の50%までを地区補助金として毎年申請できる。この50%は、3年前に地区が年次基金に寄付した額（および恒久基金への寄付の投資収益）によって生まれたDDFを基に計算される。

2021年7月1日より、資金モデルが変更となり、年次基金（シェア）寄付の5%が、運営費としてWFとDDFから均等に差し引かれる。

従来、年次基金（シェア）への100ドルの寄付は、50ドルがDDF、45ドルがWF、5ドルが運営費となっていました。2021年7月1日より、100ドルの寄付は、47.50ドルずつがDDFとWF、5ドルが運営費となる。

ただし、DDFが47.5%となるのは、2024-25年度からになる。（寄付の3年後）地区補助金の申請上限額は、年次基金（シェア）への寄付から5%が引かれ、DDFとなった金額（寄付の47.5%）をもとに計算する。

●シェアと地区財団活動資金 (DDF)

ロータリー財団へのご寄付は、シェアシステムと呼ばれる仕組みを通じて、様々な奉仕活動を支える補助金に生まれ変わる。地区内のクラブからの年次基金（シェア）へのご寄付は、国際財団活動資金（WF）と地区財団活動資金（DDF）に分けられる。

地区は、寄付の3年後にこのDDFをクラブや地区、または財団のプロジェクトのために活用できる。DDFの半分までを地区補助金として使用でき、残りをグローバル補助金の申請、ポリオプラスやロータリー平和センターの支援、ほかの地区への寄贈のために使うことができる。

地区役員は、地区DDFの使用可能な金額と使用状況を、「SHARE Contribution Detail Report（地区のシェアに関する概要レポート）」ならびに「Available DDF by District Report（地区で利用可能なDDF）」から確認することが奨励されている。

●国際財団活動資金（WF）

国際財団活動資金（WF = World Fund）は、世界の最優先課題に取り組む活動に資金を提供するもの。シェアシステムを通じた寄付の50%がWFとなるが、寄付すべてをWFに指定することも可能である。WFはロータリー財団が管理し、全ロータリー地区が申請できる補助金やプログラムの資金として活用される。

【資金モデルの変更】

グローバル補助金は、2013-14年度の導入以来、大きな成功を収めてきた。初年度には868件、4,730万ドルの補助金が授与されたのに対し、2019-20年度には1,359件、9,560万ドルにまで増加した。グローバル補助金授与額の増加率が100%を超える一方で、同補助金の主な資金源である年次基金への寄付がこのペースに追いついていない。その結果、グローバル補助金への需要が、利用可能な資金を大きく上回っている。

これに加え、財団は、新型コロナウイルスがもたらした前例のない課題に取り組むため、2020年3月以来、新型コロナウイルス対応のプロジェクトに対し、災害救援補助金として3,200万ドルを授与した。

グローバル補助金のために各年に使用可能な国際財団活動資金（WF）の額は、主に年次基金への寄付によって決まる。過去数年間、ロータリーの最優先活動に必要な資金源であるWFは、各年度末を待たずに枯渇しており、結果として、多くの補助金申請に資金が授与できない状況となっている。財団は今年度、グローバル補助金に使用できる資金を増やすため、数々の経費削減策を取った。また、管理委員会とR I 理事会は、財団の運営準備金とR I 予算剰余から1,500万ドルを国際財団活動資金（WF）に充てた。これにより合計で2,000万ドル近い追加資金が今年度に使用可能となったが、それでも需要に応えるのに十分ではない。管理委員会は、グローバル補助金の需要の高まりから、今年度だけでなく今後も資金不足が生じると予測している。

ロータリー財団は、グローバル補助金における需要と供給のバランスを図ることを目的に、方針上の変更を承認した。

< WFの最低授与額の廃止 >

グローバル補助金のためのWFの最低授与額が、即時有効で廃止となる。最小のプロジェクト予算の30,000ドルに変更はなく、最低予算が30,000ドルで、WFの最高授与額が40万ドルとなる。これにより、申請者は、DDFのほか、現金、冠名指定寄付、冠名基金の収益を組み合わせ、資金を調達することができる。

< 代替の資金調達方法 >

再び需要がWFの供給を上回る状況に陥った場合、グローバル補助金提唱者がWFの上乗せなしで資金を調達することを奨励する。つまり、提唱者は、DDF、現金、冠名指定寄付、または冠名基金の収益を使って、最低30,000ドルの予算を調達できる。この方法により、DDFがある提唱者は、WFが利用できなくても、別の資金源を組み合わせ、DDFを用いてグローバル補助金活動を行うことができるようになる。

< 現金拠出に対する上乗せを停止 >

2020年7月1日から有効で、現金拠出に対してWFからの上乗せを停止することを決定した。すでに承認されている補助金については、この変更は適用されない。また、上乗せはないが、現金拠出は引き続き行うことができる。

< 援助国の拠出割合を引き下げ >

グローバル補助金的人道的プロジェクトの申請にあたり、海外の援助国側提唱者が拠出額の少なくとも30%以上を拠出するという条件が、15%に引き下げられた。

< DDFに対する上乗せを80%に引下 >

2021年7月1日から有効で、グローバル補助金のためのDDFに対するWFからの上乗せが、80%に引き下げられる。

2021年7月1日以降のグローバル補助金対象事業（予算額：3万米ドル）の場合

- DDF10,000ドル+WF8,000ドル（DDFの80%）+現金拠出12,600ドル（現金拠出に対してWFからの上乗せはなく、管理運営費5%含む）=30,000米ドル+600米ドル（現金拠出の管理運営費5%）

（留意点）

人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、拠出金総額（財団の上乗せがあるすべての現金寄付ならびにDDFを含む）のうち少なくとも15%が、プロジェクト実施国以外から寄せられたものでなければならない。人道的プロジェクトの実施地側提唱者は、補助金への資金供給に寄与することが奨励される。

※現金拠出には、それがロータリアンからであってもロータリアン以外からであっても、管理運営費を賄うための5%の上乗せを含めなければならない。

ロータリー財団地区補助金とグローバル補助金授与と受諾の条件（VI. 補助金の資金源P76）参照

< ポリオプラスに対する上乗せを50%に引下 >

2021年7月1日から有効で、ポリオプラスへの地区財団活動資金（DDF）の寄贈に対しては、国際財団活動資金（WF）から、100%ではなく、50%が上乗せされる。ビル&メリンダ・ゲイツ財団からは今後も、2倍額が上乗せされる（上乗せの対象となるロータリーからの金額は毎年5,000万ドルまで）。

< シェアモデルの変更 >

年次基金（シェア）寄付の5%が、運営費としてWFとDDFから均等に差し引かれる。現在は、年次基金（シェア）への寄付は、50%がDDF、45%がWF、5%が運営費となっている。2021年7月1日より、47.5%がDDFとWF、5%が運営費となる。

< 未使用DDFに対する繰越を5年のみとする >

DDFの未使用額を繰越しできるのは5年間のみとなる。2026年7月1日より、5年以上前のDDFの未使用額は、地区の翌年のDDFには繰り入れられず、地区の指定に基づき、ポリオプラス、重点分野のための恒久基金、ロータリー平和センター、災害救援基金、WFのいずれかとして使用される。2026年7月に再指定の対象となるのは、2021年7月繰越し分つまり2020-21年度DDFの未使用額である。

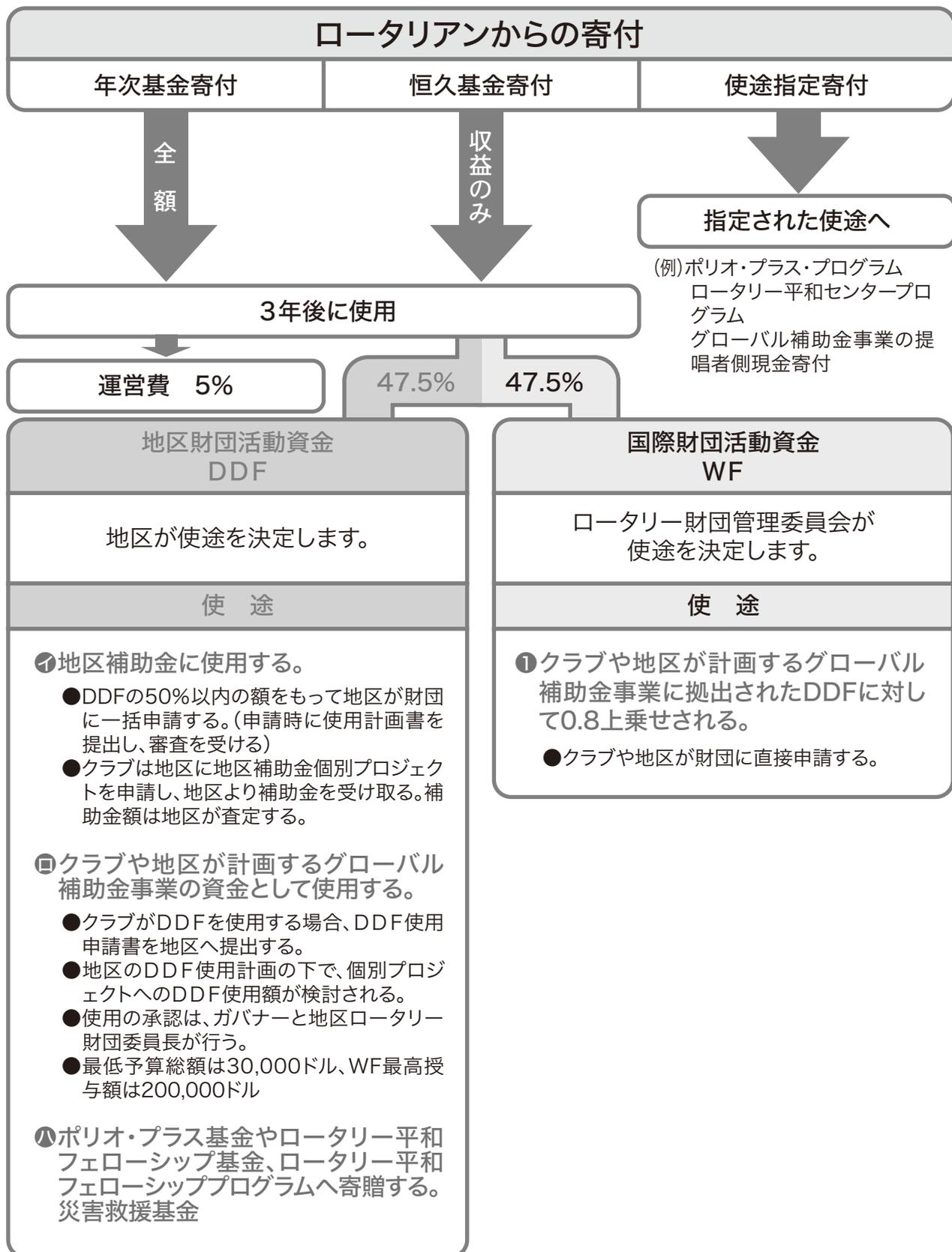
● DDFとWFの用途

地区ロータリー財団管理委員会が用途を決定する。

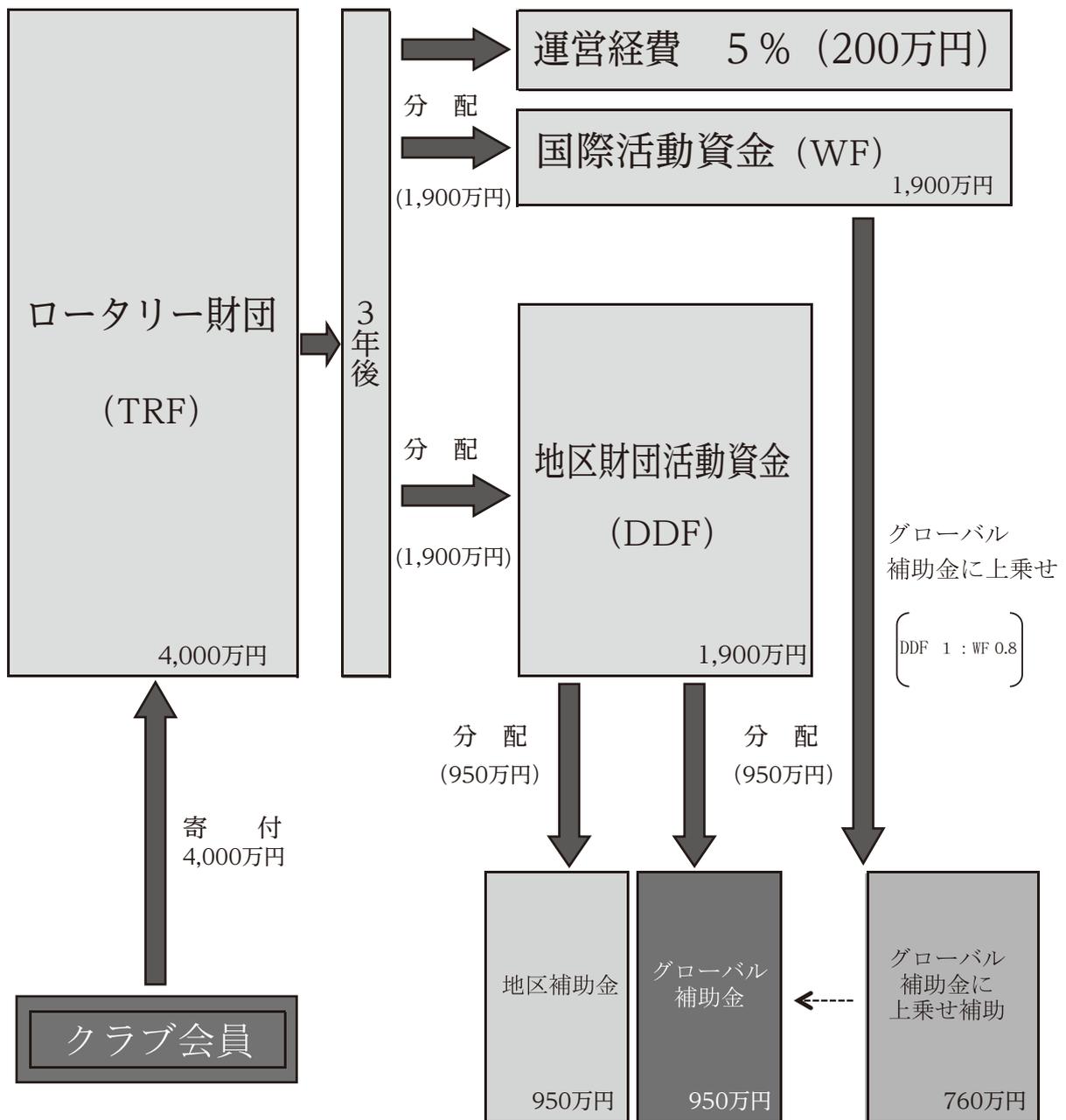
- I. 地区補助金に使用
 - DDFの50%以内の額をもって、地区が財団に一括申請する。申請時に、使用計画書を提出し、審査を受ける。
 - クラブは地区に地区補助金個別プロジェクトを申請し、地区より補助金を受け取る。補助金額は地区が審査する。
- II. グローバル補助金事業の資金に使用
 - クラブがDDFを使用する場合、DDF活用申請書を地区へ提出する。
 - 地区のDDF使用計画の下で、個別プロジェクトへのDDF使用額が検討される。
 - 使用の承認は、ガバナーと地区ロータリー財団委員長が行う。
- III. 寄贈
 - ポリオプラス基金
 - ロータリー平和フェロシップ基金
 - ロータリー平和センター恒久基金へ寄贈する

シェアシステムによる寄付金の配分

年次基金寄付と恒久基金収益を、3年後に国際財団活動資金(WF)と地区財団活動資金(DDF)にそれぞれ47.5%ずつ配分することをシェアシステムと言います。(2024-2025年度より反映)



『2840地区 年次寄付・補助金サイクル図』



(注) 上記の各金額は簡略化するため、概算額としています

ロータリー財団の補助金モデル

2022-2023年度は、『新しい補助金モデル』に変わってから9年目のプロジェクト実施年度となります。クラブで行うプロジェクトの計画、申請、承認はすべて前年度(2021-2022)に行われました。

2022-2023年度は、そのプロジェクトの実施、及び報告書の提出、承認及び次年度(2023-2024年度)のための計画、申請、承認を行う年度となります。そして、今年度からローターアクトも補助金が申請できるようになります。

新しい補助金モデルによってロータリー財団は、私たちすべてのクラブのための財団になります。プログラムも各クラブのロータリアンやローターアクターが自ら創造し、かつ、自らが活動するものにも変わるといっても良いかとも思います。

ロータリー財団の補助金を活用し、クラブの奉仕活動を充実しましょう。

寄付金を使う活動

寄付金の使い方は、「地区補助金」、「グローバル補助金」、「ロータリー平和センタープログラム」、「ポリオプラスプログラム」、「災害救援基金」の5つです。

地区補助金

＊地区に一括して授与される補助金

DDFの50%以内

- ・ 事業分野はクラブと地区の自由裁量
- ・ 1プロジェクト当たりの補助額に下限はない。
- ・ 地元地域社会でも海外でも事業を実施できる。
- ・ 使用管理表、収支管理表、会計明細書、領収書等をクラブで保管しておく。
- ・ 時々、無作為に地区に対して R 財団本部からの監査がある。
- ・ DDF のみで WF は使えない。

(事業例)

- ・ 人道的奉仕事業
- ・ 音楽や文学・歴史等に関する奨学金
(海外留学でも地元の大学に行く場合でも可)
- ・ 経済的に困っている学生への学費の支援
- ・ 職業研修チーム派遣(期間、人数ともに自由)
- ・ 職業訓練の支援
- ・ 海外のクラブとの協力事業
- ・ 地元地域社会での奉仕事業
- ・ 海外での奉仕事業
(ロータリーのある国でも、ない国でも可)
- ・ 海外や国内での建物、施設の増改築やインフラの建設も可
- ・ その他、社会的ニーズの強い奉仕事業(人道的なもの)

グローバル補助金

＊2カ国以上のクラブ・地区が7つの重点分野に関するプロジェクトを共同提唱し、立案実施する国際プロジェクトに授与される。

最低予算総額は30,000ドル、WF最高授与額は200,000ドル
(10万ドル以上は、管理委員会の承認が必要)

- ・ 現金やDDFの提唱者寄付にWFがマッチングされプロジェクトが実施される。
- ・ グローバル補助金の為のDDFに対するWFからの上乘せが1に対して0.8になります。
- ・ 現金拠出に対してWFからの上乘せはありません。また現金拠出に対して管理運営費として5%が必要です。

(事業例)

- ・ 7種類の重点分野を専攻する奨学金(1年から4年間)
- ・ 7種類の重点分野に関する職業研修チームの派遣
- ・ 7種類の重点分野に関する多額の人道的事業
- ・ その他、7種類の重点分野に関する事業
- ・ 改築・増築も可能
- ・ インフラ建設も可能
- ・ ロータリーのある国でのみ事業実施可

グローバル補助金は、次の7種類の重点分野に活用する。

- ＊平和の構築と紛争予防
- ＊疾病予防と治療
- ＊母子の健康
- ＊水と衛生
- ＊基本的教育と識字率向上
- ＊地域社会の経済発展
- ＊環境

ロータリー平和
センタープログラム

補助金の下限50,000ドル～上限120,000ドル

- ・財源は、DDF の寄贈、現金寄付、WF、基金寄付、期限限定寄付、遺贈等です。

世界7ヶ所・8大学

- 国際基督教大学（日本）
- ウプサラ大学（スウェーデン）
- ブラッドフォード大学（イギリス）
- クイーンズランド大学（オーストラリア）
- デューク大学（アメリカ）
- ノースカロライナ大学チャペルヒル校（アメリカ）
- チュラロンコーン大学（タイバンコク）
- マケレレ大学（ウガンダ・カンパラ）

- ・紛争解決と平和に関する国際問題について研究する為のフェローシップです。
- ・ロータリーフェローシップは、2年間、ロータリー平和センター（世界7ヶ所、8大学にある）で修士課程において学びます。（15ヶ月、16ヶ月、21ヶ月、22ヶ月コースもある）
- ・ロータリー平和フェローシップには、専門能力開発修了証を取得する3ヶ月コースもある。

ポリオ・プラス
プログラム

補助金の下限、上限ともになし

- ・ポリオ・プラス用途指定寄付金等
- ・ポリオ・プラス基金 100%で実施

- ・ポリオ・プラス
ポリオと共にハシカ、ジフテリア、結核、百日咳、破傷風の五つをプラスして同時追放を目的としている。
- ・ポリオ・プラス・パートナー
ポリオ発生地域で活動するロータリアンを援助し、①全国予防接種日のための地域社会動員、②ポリオ・ウイルス免疫所への援助、③ポリオ担当役員・免疫専門医への援助活動の三つのニーズの目標をおき、ポリオの撲滅に必要な用具や補給品の費用やその他活動費用等を支援することを目的としている。

「地区補助金」は、クラブと地区がロータリー財団の使命を支え、特定の関心に応じて地元や海外の緊要なニーズに取り組むための補助金です。

地区が一括して国際ロータリーのロータリー財団に申請し、地区の管理のもとで、クラブに配分します。

1. 地区補助金の活用に関して

・地区補助金の概要は次の通りです。

- 3年前の年次基金寄付額と恒久基金の運用益の47.5%がDDFとして分配され、その50%以下を補助金として申請できる。
- 各クラブからの申請をまとめ、地区が一括して申請し、一括して補助金を受け取ります。その後地区からクラブに補助金を分配します。
- 比較的規模の小さい、短期的な活動(原則として単年度の事業、最長でも2年まで)を支援することを想定しています
- 奨学金の場合、2年を超えてはなりません。
- 奨学金の場合、高校、大学、大学院いずれも可。(学校は、国内、海外を問わない。)
- 1件当りのクラブ・プロジェクトまたは、地区プロジェクトへの補助金額は比較的小額で、ミニマムの規定はありません。
- 海外で事業を行う場合、実施地にロータリークラブのあるなしを問いません。
- プロジェクトの分野は問いません。地区の裁量で実行できます。
- たとえ海外のクラブとの事業であっても、地区が主たるスポンサーで申請書を提出し、実施と報告の責務を負います。
- 地区が次の地区補助金を受け取るためには、現在の地区補助金をClosedにしなければなりません。
- 一括して受け取った補助金を、受け取った後、残金があり、ロータリー財団に返却した場合、DDFとして戻る。
- 海外で奉仕活動をする、またはプロジェクトの調査をするロータリアンの旅費を支給できる。

2. 地区補助金の全般的基準

- すべての地区補助金は、ロータリー財団の使命を守ること。
- ロータリアンとローターアクターの直接参加を含むこと。
- それぞれの補助金を律する条件を守ること。
- ロータリー財団または国際ロータリーに補助金授与以外の責任を負わせないこと。
- 米国および実施国の法令を守り、個人または団体を傷つけないこと。
- 承認された活動だけに資金を使うこと。既に完了または開始したプロジェクトには補助金を授与しないこと。
- 補助金参加者について定められているConflict of Interest(利害の衝突)の方針に従うこと。(※26ページを参照)
- 正しいロータリーマークを適切に使用する。

3. 地区補助金で資金を調達できること

- 人道的プロジェクト
- 職業研修、チームの費用(参加者の資格条件、チームの規模、期間、参加者の年齢の基準等は地区の裁量とする)
- 奨学金(期間は2年以内、専攻分野自由、資格基準や授与額は地区設定、国内でも海外でも可)
- 災害救援
- 地元と海外でのプロジェクトと活動
- ロータリー・クラブのある国およびない国のプロジェクトとその市民を支援する活動
- インフラ(社会基盤)の建設は、次のものを主とします。トイレ、上下水道、側溝、ダム、橋、貯蔵設備、フェンスやセキュリティシステム、水、灌漑システム、温室(ただし、必ずしもこれらに限定されるというわけではありません)
- 既存建物の増改築、修理。電気、水道、暖房などを建物内に取り入れること。屋根の修理。病院、学校などの既存建物の増改築。エレベータ、浴室の改装など。

4. 地区補助金を次のものに使うことはできません

- 人種、性別、言語、宗教、年齢を理由とした差別的なこと。
- 政治、宗教にかかわることや教会などの純粹に宗教的な行事の支援。
- 現ロータリアン及びその親族。クラブ、地区、その他のロータリー組織、国際ロータリーの職員及びその親族は財団補助金の受益者となることができません。
- 妊娠中絶、性別決定などに関する活動の支援。
- 武器の購入。

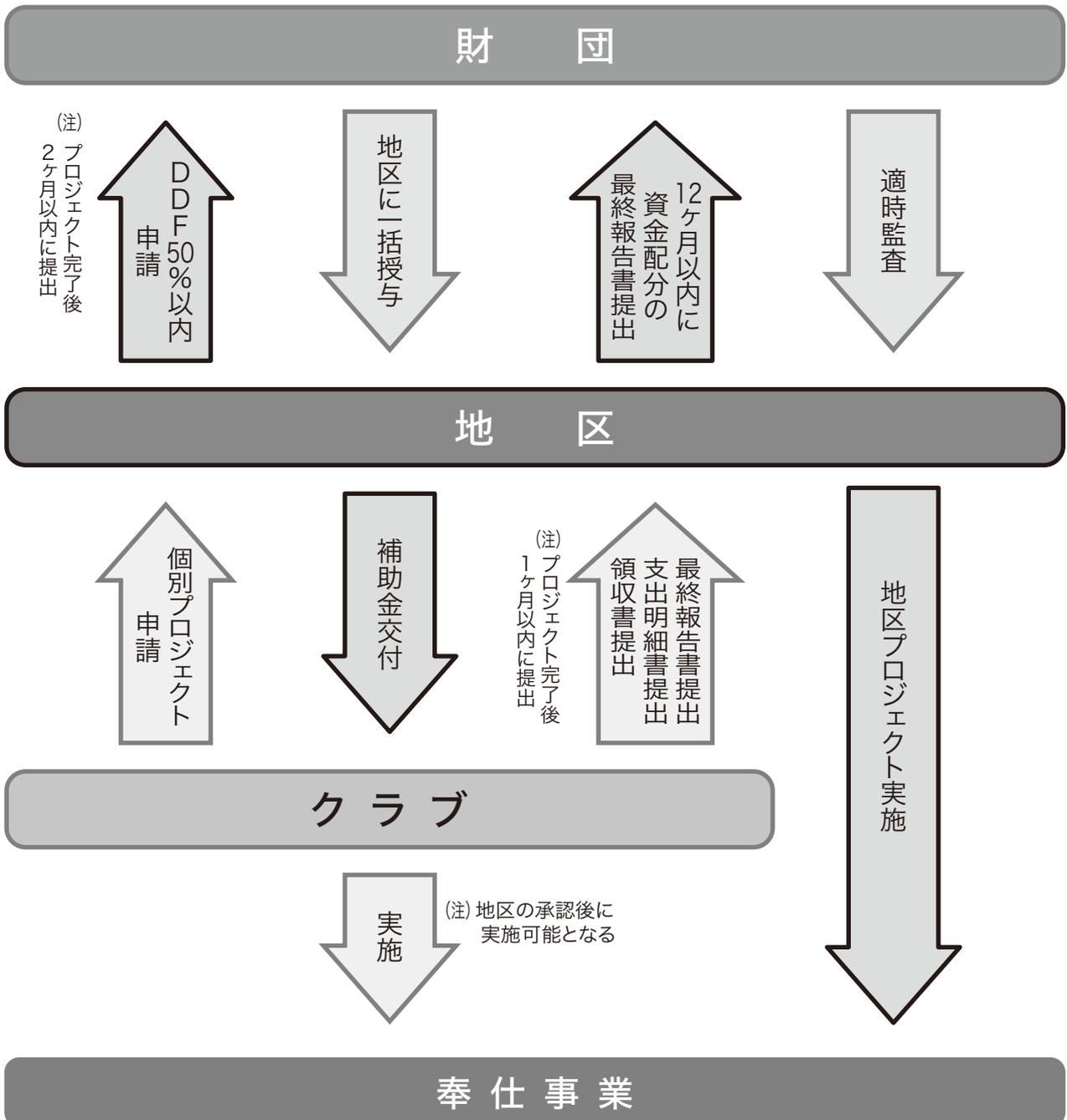
5. 報告

・報告に関しては次の点に留意してください。

- クラブは、補助金を使用した後に、地区に最終報告書類(領収書、記録写真を含む)を提出します。(プロジェクト完了から1ヶ月以内に提出すること)
- 地区が当初に提出した使用計画と、実際の使途が異なる場合は、最終報告書に変更点を必ず明記してください。
- クラブの報告書は、書類保管の用件に従って、地区が保管します。
- 地区は、地区補助金の使用について、毎年クラブに報告する責務があります。
- 地区は補助金を受領してから「12ヶ月以内」に、「最終報告書」をロータリー財団に提出しなければなりません。(地区対R財団)
- 地区は、個別プロジェクトの完成を待たずに、全補助金を各プロジェクトに支出した時点で最終報告書を提出できます。
- 最終報告書には、使用計画と同じ形式で補助金資金の最終的な使途を記載します。

6. 地区補助金の申請から報告の流れ

地区補助金の申請から報告の流れについて、財団、地区、クラブのそれぞれの立場で理解していただくために次の図式をご覧ください。



2022-2023年度(中野年度) 地区補助金の申請と報告

I 地区補助金

1. 2022-2023年度実施プロジェクトの報告

- (1) Web上での報告となります。
- (2) 振込票や領収書、物品寄贈の場合の受領書のコピーや写真を添付してください。
- (3) 振込票・領収書等の各書類は5年間クラブで保管してください。
- (4) プロジェクト終了後、1ヶ月以内にWeb上で報告してください。
- (5) Web報告についての不明点・疑問点等についてはガバナー事務所ではなく各分区担当補助金委員にお尋ねください。
- (6) クラブが提出した申請書と、実際の使途が異なる場合は報告書の「クラブ責任者報告」の欄に変更理由を記入してください。
但し、変更内容によっては補助金の一部を返金してもらう場合がありますので留意してください。

2. 2022-2023年度申請プロジェクトの申請(2023-2024年度実施)

- (1) Web上での申請となります。
- (2) 見積書や物品寄贈の場合は、カタログ・仕様書を添付してください。
- (3) 計画年度のMOU(覚書)の提出をしてください。
- (4) 前年度使用の専用銀行口座を使用し、全ての支払いをこの口座から振込してください。ロータリーカードで支払う場合は補助金の専用口座から引き落とされる専用のカードを使用してください。
- (5) ロータリー財団補助金管理セミナー(2022年11月6日(日))の出席が資格要件となっています。
- (6) 2022-2023年度地区補助金審査基準(2840地区)と地区補助金授与と受諾の条件を熟読してください。
- (7) 申請の受付期限は、2022年12月16日(金)となっております。
- (8) Web申請についての不明点・疑問点等についてはガバナー事務所ではなく各分区担当補助金委員にお尋ねください。

2022-2023年度(計画年度) 2840地区 地区補助金 審査基準

1. 奉仕プロジェクトの妥当性(受益地域社会の意向・人道性・教育性)
2. 申請書の申請内容の妥当性(記述内容・署名)
3. 見積書・仕様書・カタログ等の仕様書類の妥当性(必要に応じて写真等添付)
4. プロジェクトの総額と申請書類の妥当性
5. 申請クラブの会員の参加程度(ロータリアンの積極的参加)
6. 寄贈品等、物品目録の帰属先の特定とメンテナンスの責任者の特定(ロータリアンの関係者に直接利益をもたらすものでないこと)※使用後にクラブの物にならないこと。
7. 実施時期の特定(プロジェクト承認前の経費の支出が禁じられている)
7月1日前の支出は厳禁

制約事項(地区補助金不適格とされる事項)

a. 授与と受諾の条件による制約事項抜粋

- (1) 特定の受益者等に対する継続的または過度の支援
- (2) 土地や建物の購入(増改築は可)
- (3) 募金活動
- (4) 地区大会・記念式典等のロータリー行事に関する経費
- (5) 1,000ドルを超えるプロジェクトの標識(看板・プレート)
- (6) 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費
- (7) 受益者や協力団体への無指定の現金寄付
- (8) 既に進行中または完了した活動と経費

※制約事項に関しては「授与と受諾の条件」(マイロータリーHP又は地区HP)をご覧ください

b. 地区独自の追加制約事項

「申請される様々なプロジェクトに対し、すべてのケースに対応したルールを明文化するのは極めて難しい。基本的には「授与と受諾の条件」を適用しますがそれでカバーしきれない事項については人道性(健康面や経済的な事などで困難な状況におかれた人達に対する救済・支援)、公益性、教育性、公共イメージの向上やロータリーの活性化に繋がるか等々の観点から審査いたします。

互いにロータリアンとしての善意と友情そして良識で臨機応変に対処し、透明性を維持してまいります。」

⇒ 地区の裁量

I. 原則として例外なく適用される事項

- (1) 地区補助金の活用にあっても覚書(MOU)にあるクラブの参加資格条件が適用される。
- (2) 1クラブ1プロジェクト申請を原則とする。複数クラブでの共同プロジェクトを申請するときは、クラブ単独での申請はできない。
- (3) 地区補助金の申請額は申請クラブの3年前の年次寄付実績額の1/4(円に換算)以下とする。
そして補助金申請額の20%以上をクラブが拠出する。
- (4) ローターアクトの申請については2022-2023年度の申請は5万円以下とするが、その後については検討する。
- (5) 原則として事業実施日を2023年7月1日～2024年4月30日とします。
(事業内容によってやむを得ない場合は柔軟に対応しますが、報告は速やかをお願いいたします)
- (6) 地区への最終報告書の提出(請求書、領収書、記録写真、受領書等を含む)はプロジェクト完了から1ヶ月以内を厳守してください。

II. 審査の際に不適格と判断される事項

- (1) コンサートや文化講演会
- (2) お祭りや行事への協賛
- (3) 主催事業ではない大会やイベント(ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動の後援、共催は原則不可)
- (4) ホームページの作成費用
- (5) ロータリアンのための費用(ローターアクターも含む)
- (6) ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、インターアクト等への支援(支出が可能となりましたが地区補助金としての適切な支出に限る)適切な支出とは、大会やイベントなどの経費ではなく、奉仕活動の支援と認められるものとします。

c. 各制約事項に抵触しているかどうか判断が難しい場合もあるが、不適格とされる可能性のある具体例

例1 特定の受益者(団体、地域社会)に対する継続的または過度の支援(授与と受諾の条件)

- (1) クラブ独自の奨学金を2年以上連続して申請
毎年奨学金の受領学生は替わるとは思われますが、特定の学校が継続されるので継続的支援と判断されます。

(2) 同一の公園などの公共施設に2年以上連続して寄贈

公共施設や公園などは利用者は特定し難くても特定の受益者と考えられます。寄贈物品などは違って複数回連続は本規定に反すると解釈されます。隔年の申請であっても難しいと判断されます。

(3) 同一内容の寄贈を市内各地域に毎年順番で行う。

同一内容の支援を地域内各学校に毎年行う。

これらの事例は直接本規定に反するとは言えませんが、毎年審査会で疑問視されています。受益者を市や市内学校と広く解釈すれば本規定に反すると見ることができます。

(4) 特定受益者に対し同年度に複数クラブが支援

市内同一の福祉施設に同年度に複数クラブが支援するケースがあります。

この事例も本規定に明らかに反しているとは言えませんが、各クラブ間での事前の情報交換が出来ればもっと幅広い支援が可能になると思われます。

それぞれの地域でなるべく多く、かつ幅広く支援を必要としている人達に地区補助金が行き渡る。そして、ロータリーの存在が広く知れ渡り公共イメージが向上する。これが本規約の意図するところだと思われます。

しかし、一方で毎年異なる受益者を捜し、違った内容の寄贈物を立案するのも簡単なことではないかも知れません。

そこで、以下の要領を「継続的支援に該当する指針」といたします。

継続的支援に該当する指針

後記の1から3に於いて当該事業の重要性等を考えて、クラブがそのプロジェクトを継続する強い根拠や意義を示して頂き、かつ利用状況の調査や効果測定などを定期的に報告して頂く場合には、委員会で協議し、補助金対象になるか検討いたします。又その場合には、全体であと何回計画しているかなどを明らかにしてもらいます。(それが示されれば承認されるとは限りません。)

1. 同一受益者で同一事業の場合(奨学金を含む)

同一受益者かつ同一事業の場合に於いては、1回目の補助金支援を受けてから2年を経過しなければ、2回目の補助金対象にはなりません。

可・否	○	×	×	○	×	×
年度	1	2	3	4	5	6

2. 同一受益者で異なる事業の場合(例、公園に物品の設置・イベントの開催)

① 同一受益者かつ異なる事業の場合に於いて、それぞれの事業で2年連続して補助金支援を受けた場合には、当該受益者に対して次の補助金対象は2年を経過しなければなりません。

可・否	○	○	×	×	○	○	×	×
年度	1	2	3	4	5	6	7	8

② 同一受益者かつ異なる事業の場合に於いて、当初の事業から1年を置いて、異なる事業を行い、それぞれの事業で補助金支援を受けた場合には、当該受益者に対して次の補助金対象は2年を経過しなければなりません。

可・否	○	×	○	×	×	○	×	○
年度	1	2	3	4	5	6	7	8

3. 異なる受益者で同一事業の場合(例 防災グッズ・寄席)

異なる受益者かつ同一事業の場合に於いて、3年間連続して補助金支援を受けた場合には、当該事業に対して次の補助金対象は2年を経過しなければなりません。

可・否	○	○	○	×	×	○	○	○
年度	1	2	3	4	5	6	7	8

横軸：事業年度 ○は補助金支援適用可能年度 ×は補助金支援適用不能年度

例2 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費(授与と受諾の条件)

一般の学校の部活費の支援

ある高校の部活費の補助支援の実例があります。

これは、本規定に抵触するのと同時に教育性はあっても健常者の学校の限られた生徒に対する支援なので人道性の面での訴求力も弱いと判断されます。

例3 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付(授与と受諾の条件)

例4 特定の政治的・宗教的見解を推進したり、完全に宗教を目的とした催し物の支援(授与と受諾の条件)

- (1) 宗教法人の建造物(旧国宝・国の重要文化財)の文化遺産としての価値を周知・広報するためにパンフレットを作成し配布する例があります。建造物の文化的遺産価値の周知のためのパンフレットの作成でしたが、宗教法人自体の色彩の濃いパンフレットと解釈されました。宗教法人を対象にした事業は当該宗教法人の意見や意向を取り入れる必要性が強くならざるを得ないなど、授与と受諾の条件に抵触する恐れが多いことから、地区補助金事業としては不適切と判断されます。尚、宗教法人に限らず、補助金対象先の単なる告知、宣伝のためのポスター、パンフレット、チラシ等は、本規定に反します。

例5 ロータリアンの経費(地区独自の制約事項II)

- (1) ロータリアンが子供達をバスでどこかへ引率する場合、受益者である子供達や教員の費用のみが補助金の対象となります。
受益者30名+ロータリアン10名 計40名がバスに乗車するとバス代×30/40が補助金対象額となります。
- (2) ロータリアンと受益者を交えた事前準備打ち合わせなどの飲食費
この場合も上記(1)と同様の考え方となります。
そもそも、事前打ち合わせや実施後の反省会等々の費用は全額クラブ負担としていただいた方が審査会で疑問視されることは少なくなります。

例6 単なる文化的な体験学習(地区独自の制約事項II)

本県の音楽文化の振興と意義づけされてはいますが、選考を経た子供達に楽器演奏を指導し、コンサートを開催するというプロジェクトの具体例があります。また、子供達を遊園地や各種施設にロータリアンが引率して連れて行くケースがあります。

これらは、本規定に抵触すると判断されます。教育性や人道性を強くアピールするものがないと不適格とされます。

また、選考基準も公平性を確保しながら明らかにしていただくなくてはなりません。

例7 単なるコンサートや文化講演会(地区独自の制約事項II)

著名な作家やスポーツ選手などを招いた講演会や劇団を呼んでの観劇会などを主催するプロジェクトの実例があります。

これらも本規定に抵触します。例6と同様に教育性や人道性さらには公益性をどう付加するかが問われます。

例8 主催事業ではない大会やイベント(地区独自の制約事項II)

各種スポーツ大会やイベント等を実施する場合、主催が原則となります。主催者が別にあってそれに対する共催や支援は補助金の対象とはなりません。

例9 申請時の予算と報告書の支出に大きな差異のあるケース

申請書の支出予算に対して報告書の支出金額が大幅に増減しているケースがあります。

何らかの理由により購入品の仕様変更や見積額の増減が生じた場合、増額分はクラブの負担となります。減額の場合は返金していただくことがありますので業者との見積りや交渉は慎重に行ってください。

例10 ロータリーの標章の使用に関する方針を順守すること(授与と受諾の条件)

プロジェクト名に「ロータリー」の名前を使用する場合は常に、徽章に加えて参加ロータリー・クラブの名前を含めなければならず、また「国際」という名称を用いてはならない。(ロータリー財団章典第40.010.2項参照)

(ロータリーマークについて)

寄贈物名入れなどに使用するロータリーマークは正式なマークを使用してください。(正式なマーク以外は使用できません)

MY ROTARY → 運営する →

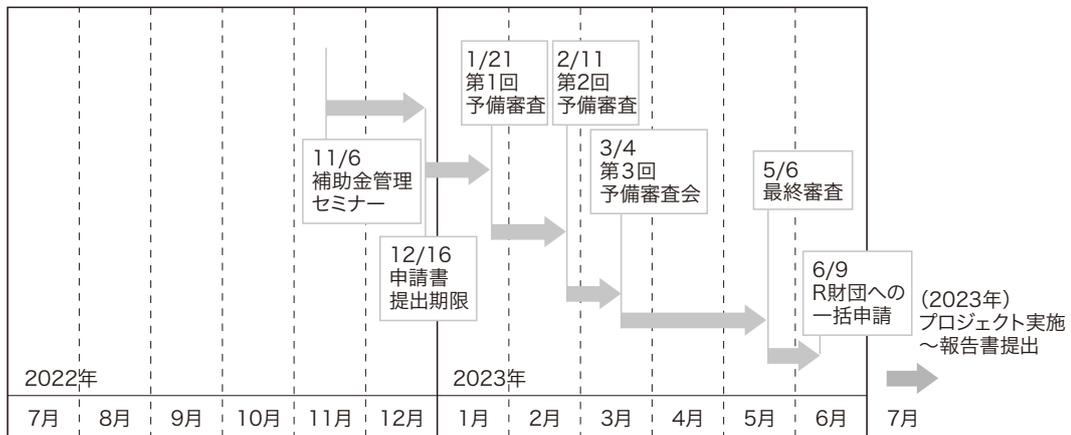
ブランドリソースセンター → ロゴ(クリック) → ロゴ → ロゴのテンプレート

(クリック) → クラブ名入りロゴのテンプレート(クリック)

**例11 ロータリアンとローターアクターが積極的に参加すること(授与と受諾の条件・II受領資格の条件)**

クラブメンバーの事業への参加割合が審査会でよく協議されます。事業内容にもよりますが、原則、参加割合が50%以上をお願いします。尚、受益者の関係(事業内容やその開催施設等で人数に制約がある等)で参加割合が50%未満になる場合には、理事会の承認は当然のこと、事業前後の例会での卓話等を利用して、その事業内容について全クラブ会員に周知してください。

第2840地区補助金 計画～申請の年間サイクル



地区補助金事業のアンケート・分区担当者のお知らせに

2022-2023年度(計画年度)の地区補助金プロジェクトの概要についてお知らせください(現時点での概略でかまいませんのでG事務所へ送ってください)

この間でプロジェクトの計画を具体化させてください。

なるべく早期の段階でプロジェクト案の有無や内容について各分区担当の地区補助金委員にご相談ください。

2022年11月6日の補助金管理セミナーで 申請書記入の注意点についてご説明します

(このセミナー出席と覚書[MOU]への署名が補助金制度参加資格となります)

この間で申請書を完成させてください。

申請書の提出準備ができたなら、担当の地区補助金委員に見せてチェック済みのサインをもらってください。

2022年12月16日の申請書提出期限までに Web申請となります

グローバル補助金

グローバル補助金は、財団からの大きな支援の下、より長期的な視点から持続可能な活動に参加する機会を提供するものです。

財団の使命に関する以下の重点分野において、多大な影響をもたらす大規模なプロジェクトや活動に補助金を活用できます。

*重点分野

- 平和と紛争予防
- 母子の健康
- 疾病予防と治療
- 基本的教育と識字率向上
- 水と衛生
- 地域社会の経済発展
- 環境

クラブと地区は、重点分野の範囲内で、独自のグローバル補助金プロジェクトを立ち上げることができます。

クラブ・地区が立案するグローバル補助金

クラブ・地区が財団の重点とする7つの重点分野に関するプロジェクトを独自に立案し、申請するものです。

1. 概要

● 重点分野のいずれかに該当するプロジェクトでなければなりません。 *平和と紛争予防 *母子の健康 *疾病予防と治療 *基本的教育と識字率向上 *水と衛生 *地域社会の経済発展 *環境
● 1件当りの補助金額は、総事業予算は3,000ドル以上。WF最高授与額は200,000ドル。
● 財源はDDFとWFと現金の組合せ。組合せ率-DDFなら1:0.8でWFが組み合わされます。現金拠出に対して管理運営費として5%が必要になります。
● 人道的プロジェクトの援助国側提唱者は、提唱者による拠出金総額のうち、30%以上を提供するよう義務づけられています。
● 長期にわたるプロジェクト。(例外-職業研修チーム)
● 持続性のある成果を上げ、かつ、その成果を測ることができなければなりません。比較的大規模のプロジェクト。(予算が少なくとも30,000ドル以上のプロジェクト)
● 奨学金の場合、重点分野で海外の大学院で学ぶ場合のみ。
● 2カ国以上のクラブまたは地区が参加します。国際プロジェクトのみ。
● ロータリー・クラブが存在する国および地域のプロジェクトのみを支援します。
● Host Sponsor(プロジェクト実施地のクラブまたは地区)とinternational Sponsor(海外の援助提供クラブまたは地区)の両者が必要です。
● 同時に10件まで申請できます。(地区の場合は、地区補助金を含めて10件です。)
● 個別のプロジェクトの補助金を受け取った後、プロジェクトに現金があり、ロータリー財団に返却した場合、WFに組み入られます。
● ロータリー財団がプロジェクトを1件1件審査し、補助金を授与します。
● プロジェクトに参加するロータリアンの旅費は支給されない。(ただし、職業研修チームリーダーを除く。)

2. グローバル補助金の条件

・グローバル補助金の条件は以下の様なものです。

●それぞれの補助金を律する条件を守ること。
●ロータリー財団または国際ロータリーに補助金授与以外の責任を負わせないこと。
●米国および実施国の法令を守り、個人または団体を傷つけないこと。
●承認された活動だけに資金を使うこと。既に完了または開始したプロジェクトには補助金は授与されません。
●補助金参加者について定められているConflict of Interest(利害の衝突)の方針に従うこと。 Conflict of Interest-ロータリアンやロータリー従業員の親族が奨学生や職業研修チーム・メンバーになれないこと。またロータリアンが地区補助金やグローバル補助金の受益者になれないこと。
●ロータリー・マークを適切に使用すること。

3. グローバル補助金を次のものに使うことはできません。

・グローバル補助金を利用する場合、次のものには使えませんのでご注意ください。

●人種、性別、言語、宗教、年齢を理由とした差別的なこと。
●政治、宗教に関わること。
●教会などの純粋に宗教的な行事の支援。
●妊娠中絶、性別決定などに関する活動の支援。
●武器の購入。
●ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクトなどの国際ロータリー・プログラムの支援。
●18歳未満の青少年の海外渡航費(親または保護者同伴の場合を除く)
●人が居住、仕事、営利目的の活動に従事するための建造物、すなわち建物(学校、住宅、低廉仮設宿泊所、病院)、コンテナ、移動住宅など、もしくは製造や加工の活動を営むための建造物の新たな建設、または増築。
●人道的プロジェクトに関与する協力団体の職員の旅費。
●ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
●主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクト。
●個人の旅行経費のみを含む人道的プロジェクト。
●ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
●主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクト。
●個人の旅行経費のみを含む人道的プロジェクト。

4. 人道的プロジェクト

- ・グローバル補助金を利用して、持続可能で、成果を具体的に測定できる人道的プロジェクトを実施することができます。以下に、人道的プロジェクトについての留意点をいくつか挙げます。

●一つまたは二つ以上の重点分野において、恵まれない人々の最低限ニーズに応えると同時に、全体の幸せを高めるようなプロジェクトでなければなりません。
●プロジェクトの実施地のロータリー・クラブまたは地区が手がけたプロジェクトの資金を調達するものでなければなりません。
●インフラ(社会基盤)の建設は、次のものを主とします。トイレ、上下水道、側道、ダム、橋、貯蔵設備、フェンスやセキュリティシステム、水、灌漑システム、温室。(ただし、必ずしもこれらに限定されるという訳ではありません。)
●既存建物の増改築、修理。電気、水道、暖房などを建物内に取り入れること。屋根の修理。病院、学校などの既存建物の増改築。エレベータ、浴室の改装。など可
●受益者の旅費に限り、海外の渡航費用。可
●国内旅行については、プロジェクトの実施に携わるロータリアンとロータリアンでない人、受益者の旅費。可
●プロジェクト実施にかかわるプログラム費用、給与、給付金、謝礼。可
●人道的プロジェクトの場合、補助金の額によって次の三つに分けられます。 レベル1 : US 15,000ドル～ 50,000ドル 現地訪問の定めはありません。 レベル2 : US 50,001ドル～100,000ドル 必要に応じて現地訪問必要。 レベル3 : US 100,000ドル～200,000ドル 事前の現地訪問が必須。

5. 奨学金

- ・7つの重点分野のいずれかに関連した専攻分野とキャリア目標を持ち、大学院レベルの奨学金を求めている奨学生を、グローバル補助金で援助できます。
- ・以下に奨学金に関係する要点をいくつか挙げます。

●専攻分野は、ロータリー財団の重点分野でなければなりません。
●奨学生は、教育レベルの条件を満たしている限り、年齢を問いません。
●奨学金の期間は、大学院またはそれに相当するレベルの1年から4学年度です。 地区規定あり
●教育機関と学業プログラムは、ロータリー財団の承認を受けなければなりません。
●奨学金には、授業料、旅費、生活費、保険料、その他ロータリー財団承認の他の教育関連の費用が含まれます。
●教育機関の所在地となる地区・クラブがホストを務めます。隣接地区や他の地区はホストになれません。
●奨学金の受領者は、受入地区(実施国)内に居住しなければなりません。
●ホスト・クラブまたは地区がホスト・カウンセラーを任命します。

●奨学生がロータリー財団の書面による承認なしに補助金を打ち切った場合、派遣側のクラブまたは地区が奨学金返還に助力するものと期待されています。
●奨学生の条件 *実施国(受入国)の言語に堪能であること。 *奨学金申請時に、大学院レベルの無条件の入学許可書または、大学院レベルの研究に関する招請状を提出しなければなりません。
●補助金を申請する時点で、受入地区と、提唱者を派遣する派遣地区の番号を入力する必要があります。申請は、奨学金期間の始まる90日前までに行ってください。
●奨学生が、自分の選考する重点分野で将来働くかどうかの判断が重要。

※奨学金に対する応募要項地区規定を定めました。

6. 職業研修(VTT)

- ・受益社会で人々のスキルを伸ばすために、職業研修を実施することができます。プロジェクトを持続可能なものにするため、人道的プロジェクトを併せて実施するケースもあります。
- ・技術を学んだり、現地の人々を指導したりするため、複数の専門職業人からなる職業研修チーム(VTT)を海外に派遣する目的でも、この補助金を使用できます。
- ・職業研修チームのメンバーはそれぞれ異なる職業であってもかまいませんが、同じ重点分野を支援するという共通の目的を有していなければなりません。
- ・以下に職業研修チーム(VTT)に関する説明をいくつか挙げます。

●職業研修チームは必ずしも交換である必要はありません。GSEのようにホストが来訪GSEチームの受入費用を持つとは限りません。派遣側が申請時に予算を組んで申請書に明記すれば、ホスト地区での滞在中の費用(宿泊費や食費を含む)をグローバル補助金の中から支払うことも可能です。
●チームは、重点分野の範囲内で、自らの職業能力を高めるか、他の人に専門的研修を行うかのいずれかでなければなりません。
●重点分野に関することについて学ぶか教えるかによって能力を高めることを実証しなければなりません。
●職業研修チームは明確な目的を持ち、意図、持続性のある成果、準備計画を提案するものでなければなりません。
●一つの補助金で一つまたは2つ以上のチームを支援するために使うことができます。
●派遣側(International Sponsor)がチーム・メンバーを選ぶために委員会を設置します。クラブ提唱の場合はクラブ会長が、地区提唱の場合は地区ガバナーが委員会を率いることになります。
●チーム構成と基準 *経験豊富なロータリアンのチーム・リーダー1名と、ロータリアン以外の2人以上のチーム・メンバー。総数についての上限はありません。 *申請者は、重点分野において2年以上の職務経験や専門知識のあることを示し、できれば重点分野に関連する専門職務か事業に雇用されていることが望まれます。
●滞在期間に関する制約はありません。

7. 7つの重点分野

ロータリー財団の7つの重点分野

財団の使命 ロータリー財団の使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることです。

分重 野点	平和と紛争予防	疾病予防と治療	水と衛生	母子の健康
	ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、平和と紛争予防／紛争解決を助長するのを支援します。	ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、疾病を予防し、健康を促進するのを支援します。	ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々が水と衛生設備を持続的に利用できるようにする活動を支援します。	ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、母子の生活を改善するのを支援します。
目的				
目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 紛争予防と仲裁に関する、リーダー（リーダーとして囑望される若者を含む）の研修。 ② 紛争地域における平和構築の支援。 ③ 平和と紛争予防／紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地元の医療従事者の能力向上 ② 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生とそれによる合併症を減らすための、疾病予防プログラムの推進。 ③ 地域社会の医療インフラの改善。 ④ 主な疾病の蔓延を防止するための、地域社会の人々の教育と動員。 ⑤ 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防。 ⑥ 疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域社会における安全な水の公平な提供、衛生設備や衛生状況の改善。 ② 持続可能な水設備と衛生設備の設置、資金調達、維持管理を地域社会が自ら行っていくための能力向上。 ③ 安全な水と衛生の重要性について、地域社会の人々の認識を高めるためのプログラム支援。 ④ 水と衛生に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減。 ② 妊婦の死亡率と罹患率の削減。 ③ より多くの母子に対する基本的な医療サービスの提供、地域社会の医療／保健関係のリーダーと医療提供者を対象とした母子の健康に関する研修。 ④ 母子の健康に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金の支援。
分重 野点	基本的教育と識字率向上	地域社会の経済発展	環境	
	ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々の基本的教育と識字能力習得を指示することを可能にします。	ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、持続可能で測定可能な長期的改善を地域社会と人々の暮らしにもたらすために、人々に投資することを可能にします。	ロータリー財団は、ロータリー会員が以下のような活動によって環境を保護、保存、保全するのを支援します。	
目的				
目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 基本的教育と識字能力をすべての人々に与える地域社会の力を高めるプログラムを支援し、地域社会の参加を促進。 ② 地域社会における成人の識字率の向上。 ③ 教育における男女格差を減らすための活動。 ④ 基本的教育と識字率向上に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 貧しい地域社会の経済発展を促すための、起業家、地域社会のリーダー、地元団体、地域社会ネットワークの能力の向上。 ② 生産性の高い仕事の機会の創出。 ③ 支援が行き届いていない地域社会での貧困の削減。 ④ 経済と地域社会の発展に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 陸地、沿岸、海洋、淡水資源の保護と回復 ② 天然資源の管理と保全を支援する地域社会と地方自治体の能力向上 ③ 生態系の健全さを改善するための農業生態学および持続可能な農業、漁業、水産養殖の実践の支援 ④ 気候変動と気温混乱の原因への取り組み、および温室効果ガスの排出削減のための解決支援 ⑤ 気候変動と気候混乱の影響を受ける生態系と地域社会の回復力の強化 ⑥ 環境を守る行動を推進するための教育支援 ⑦ 資源効率の高い経済を築くために、生産物の持続可能な消費及び環境に配慮した副産物の管理の提唱 ⑧ 環境正義の問題と環境衛生公衆上の懸念への取り組み 	

8. 測定可能性と評価

- ・グローバル補助金では、補助金の効果や成果が持続するかどうかを重要視されます。
- ・成果を測定することで、プロジェクトがどの程度の影響をもたらしたかを把握し、将来のプロジェクト計画に役立てることができます。
- ・計画の段階から成果の測定方法を決めておき、補助金の申請時にそれを詳しく説明します。
- ・目標は、量と質の両面で測定できる（数で表し、言葉で明確に説明できる）ものとしてください。

●**量的な目標** を定めるには、まず基準となるデータを特定します。次に成果を測定する方法を決め、詳細な計画を立てます。

●**質的な成果** は、数や統計で測定しにくいものです。感想や意見、体験談を通じて質的な成果を探ることができます。量的なデータを集めた後で、受益者から話を聞く機会を設け、プロジェクトについてどのように感じているか、プロジェクトから恩恵を受けたと思うかどうかを尋ねます。

- ・正確な評価を行うために、以下を考慮に入れるとよいでしょう。

●**プロジェクトの対象者（誰が恩恵を受けるか）を明確にする。**

地域社会のニーズ調査を徹底して行い、活動案、場所、対象者を決めます。また、ニーズ調査でプロジェクト実施前のデータを集め、このデータを基準に具体的な目標を設定し、成果を測定します。

●**具体性を持たせる。**

誰が恩恵を受けるのか、プロジェクトがどのように展開するかを明確にイメージします。

●**目標を定める。**

期日を定め、それまでにどれだけ目標を達成できたか評価できるようにします。

●**測定方法を決める。**

どのように情報を集めて目標の達成状況を測るか決定します。

9. 持続可能性

グローバル補助金では、持続可能な活動と言うことを重要視しています。持続可能性の8つの原則を説明します。

持続可能性の8つの原則

- 1 グローバル補助金は、ロータリー財団の資金がすべて使用された後も、プロジェクトがもたらした影響を持続していくための活動と対策を組み込んだものとする。
- 2 グローバル補助金は、多様なレベルでの持続可能性を目指して取り組むものであること。
- 3 グローバル補助金は、可能な限り、地元のリソース、地域内の考え方や意見、地域の人々の知識を最大限に活用するものであること。

4	グローバル補助金は、天然資源基盤を大切にし、現地の環境を悪化させたり、破壊したりしないものであること。
5	グローバル補助金は、最大数の人々に恩恵を与えようと努めるものであること。
6	グローバル補助金は、財団の重点分野に関連する職業分野における画期的な新手法に貢献できるよう、奨学生やその他の人々を養成するものであること。
7	グローバル補助金は、自らが働く地域社会や職業に大きな影響を与え、効果を高められるよう、プロジェクトに参加する人々を養成するものであること。
8	グローバル補助金は、ロータリー地域社会共同隊など、草の根の人々や団体の意見やスキルを生かし、プロジェクトと活動の継続性を図るものであること。

グローバル補助金を申請するためには 次の条件を満たす必要があります。

グローバル補助金は、次の条件を満たすプロジェクトに使うことができます。

- ① 7つの重点分野に該当するプロジェクトであること。「重点分野の目的と目標」を必ずご確認ください。
- ② 持続的で、効果が測定可能なプロジェクトであること。
- ③ 「地区補助金とグローバル補助金の授与と受諾の条件」を満たすプロジェクトであること。

グローバル補助金は今までのマッチンググラントのように、DDF(地区財団活動資金)からの補助金とWF(国際財団活動資金)からの補助金の両方の補助金を受け取ることができます。

- ① DDFからの補助金の配分は、(P12・13)をご覧ください。
- ② WFからの補助金は、DDFからの補助金に対して1:0.8の割合で支給されます。

グローバル補助金の総予算額は30,000ドル以上となります。前期の要件を満たしていてもこの最低支給限度額に満たない場合は、対象外となります。この場合、地区補助金を利用することも考えられます。尚、WFからの支給額の上限は200,000ドルとなっています。

グローバル補助金の申請から終了までの流れ

- グローバル補助金の受付は随時行います。(GG奨学金はこの限りではありません)
- クラブは、プロジェクトを企画・立案する際に、添付資料「地区補助金とグローバル補助金の授与と受諾の条件」と「重点分野の目的と目標」を参照し、プロジェクトがこの条件を満たしているかを確認してください。
- クラブは、申請書を提出する前に、First Stepとして、セルフチェックを必ず行います。このセルフチェックはオンラインで行います。
- 更にクラブはホスト・パートナー(プロジェクトの実施国のロータリークラブ)の名前や担当者の氏名、収支予算の地区DDFからの補助金申請額も決定しなければなりませんし、そのための見積も取る必要があります。よって、まずこれらの項目をクリアさせなければなりません。
- そのために、最初にグローバル補助金委員会にDDFの申請書を提出していただきます。
- DDFの申請書の提出に際しては、必ず事前に分区担当グローバル補助金委員に点検を受けてください。
- 地区、補助金委員会のグローバル補助金委員会で確認、承認された後、クラブは申請書をTRF(ロータリー財団)に申請します。(オンライン上より)
- この申請書は、オンラインで行います。(MY ROTARY)
- DDFを利用する場合には、ガバナーと地区ロータリー財団委員長承認が必要となります。その段階までできましたら依頼のメールを送信するか、または、地区、補助金委員会へご連絡ください。(地区の承認待ち)
- クラブが申請書をオンラインで送信しますとガバナーと地区ロータリー財団委員長に届きます。ガバナーと地区ロータリー財団委員長がオンライン上で確認のチェックを入れますと、申請完了となります。(提出済み)
- クラブは、申請書のコピーを必ずグローバル補助金委員会に提出してください。
- TRF(ロータリー財団)より承認が下りると、プロジェクトが開始できます。(承認済み)
- TRF(ロータリー財団)では、承認後、補助金を授与する口座と署名人の情報を入力し、実施国と援助国両方が同意(クラブプロジェクトの場合はクラブ会長、地区プロジェクトの場合には財団委員長)のチェックをします。この入力とクラブからの拠出金と補助金が合算され、クラブの専用口座に振り込まれます。
- プロジェクトが、1年を超える場合には、中間報告書を提出すれば、引き続きプロジェクトを継続させることができます。
- プロジェクトは、最終報告書を提出し、TRF(ロータリー財団)からのファイナルクローズの連絡を受けて、終了となります。

2022-2023年度(中野年度) グローバル補助金の申請と報告

Ⅱ グローバル補助金

1. 2022-2023年度実施プロジェクトの報告

- (1) ローターリー財団グローバル補助金(GG)報告書(様式5-1～5-4)(ガバナー事務所HPからダウンロードする)を使用してください。
- (2) 領収書や物品寄贈の場合の受贈者の受領書のコピーや写真を添付してください。
- (3) 受領書等の各書類は、少なくとも5年間(グローバル補助金奨学金に関する書類は10年間)保管することとなっております。
- (4) プロジェクト終了後2ヶ月以内にガバナー事務所へご送付ください。
(プロジェクトが1年を超える場合には、補助金の最初の支給を受けてから、12ヶ月以内に中間報告書を提出しなければならないこととなっております。中間報告書のコピーもガバナー事務所へ送付してください。)

2. 2022-2023年度申請プロジェクトの申請

【グローバル補助金 地域社会調査】

2022年7月1日以降、グローバル補助金(奨学金を除く)の申請書に、「地域社会調査の結果フォーム」の添付が必須となります。プロジェクト計画中の方は、ご準備ください。今年度申請する申請書でも添付していただけます。

- (1) ローターリー財団グローバル補助金(GG)のためのDDF申請書(様式3-1～3-2)及びロータリー財団グローバル補助金(GG)事業計画書(様式4-1～4-2)(いずれもガバナー事務所HPからダウンロードする)を使用してください。
(DDF 申請書と事業計画書は両方提出してください。)
- (2) 見積書や物品寄贈の場合には、カタログ・仕様書等を添付してください。
- (3) MOU(覚書)の提出・プロジェクト名の入った専用銀行口座の開設(通常は実施国側で開設)・補助金管理セミナー(2022/11/06(日))の出席が資格要件となっております。
- (4) 2022-2023年度グローバル補助金審査基準(2840地区)と授与と受諾の条件を熟読してください。
- (5) 申請書の提出は随時ですが、6月1日～6月30日の間は年度替りのため、7月1日以降の申請手続をお願い致します。
(申請書の提出を受け、地区の審査会が随時開催されます。)

2022-2023年度 第2840地区 グローバル補助金 審査基準

1. 奉仕プロジェクトの妥当性(受益地域社会の意向・人道性・教育性・実現性)
2. 実施国の地域社会の人々が特定したニーズであり、積極的に参加すること。
3. 活動の終了後も、地域社会の人々が自力で取り組んでいくことができること。
4. 7つの重点分野のいずれかに該当するプロジェクトであること。
5. 持続可能性があり、長期にわたるプロジェクトであること。
6. 持続性のある成果をあげ、かつ、その成果を測定する基準を策定すること。
(可能な限り複数)
7. 2ヶ国以上のクラブ又は地区が参加する、国際プロジェクトであること。
8. ロータリークラブが存在する国および地域のプロジェクトであること。
9. 地区へのDDF申請書・事業計画書の妥当性(記述内容・署名等)
(地区への提出申請書はすべて日本語で記入する)
10. 見積書・仕様書・カタログ等の証憑書類の妥当性(必要に応じて写真添付)
11. 総事業予算額30,000ドル以上、WF授与額200,000ドルまでの事業。
12. 寄贈品等の帰属先の特定とメンテナンスの責任者の特定がされていること。
13. 実施国のロータリークラブの役割りが明確であること。
14. 申請クラブの直近3年間の年次寄付実績
15. 「授与と受諾の条件」による制約事項

※詳細は「グローバル補助金授与と受諾の条件」参照

クラブが準備をしなければならないこと

1. クラブが準備をしなければならないこと

1

●MOUを地区と取り交わします。MOUとは、Memorandum of Understanding のことで覚書のことです。この覚書を地区と取り交わして参加資格を取得していませんと、ロータリー財団のプログラムを行うことができません。いつプログラムに参加しても良いように、クラブは必ず地区とこのMOUを取り交わしてください。MOUを取り交わす条件がいくつかありますので、クラブは事前にこの準備をしておく必要があります。署名は、会長と会長エレクトの2名が行うことになっています。尚、クラブ会長、会長エレクト、または、クラブが任命した代表者が、補助金管理および参加資格に関する研修会・セミナーに参加することが義務付けられています。

2

●補助金の申請時期
クラブから申請のあったプロジェクトを地区の補助金委員会で審査し、補助金交付額を確定します。地区申請条件を確認し期日までに申請してください。

3

●人道的プロジェクト・奨学金・職業研修(VTT)などにグローバル補助金を充てることができます。こちらの補助金は、原則として1年間を通して申請をすることができますが、その内容によっては申請時期を十分に注意する必要があります。

4

●グローバル補助金を使ったプロジェクトを行う場合、MOUにも記載されている通り、クラブは、プロジェクト毎にグローバル補助金専用の銀行口座を設けなければなりません。グローバル補助金を利用するプロジェクトを立案する際には、事前にこの専用口座を開設しておいてください。

5

●地区補助金は申請時期が決められておりますのでクラブの社会奉仕委員長、国際奉仕委員長、そしてロータリー財団委員長など、ロータリー財団の補助金を利用するプロジェクトを行う上で、重要なポストの方の任命を早める必要があるかと思えます。会長エレクト、幹事エレクトの皆様は、この点を好くご理解いただき、早めの準備をお願いいたします。

クラブの参加資格

クラブは補助金プログラムに参加するために、財団の定めるクラブ覚書を読み、これに同意し、署名をして地区へ提出しなければなりません。

地区は毎年、クラブの参加資格認定を行います。

クラブの参加資格に関する要点を次にまとめました。

クラブの参加資格

目的

参加資格は、財団の補助金を管理するにあたり、クラブに適切な財務、法律、資金管理の制度が整っていることを確認するために定められています。

要件内容

- 地区が参加資格を満たしていること。
- クラブが補助金を受け取るための専用銀行口座を設け、その銀行口座の受取人情報を地区に提供する。
- 入出金を説明し、項目別に記録した総勘定元帳の整備と保存を確実にする。
- 収入と支出の明細書を別々に管理する。
- 補助金に関連する銀行明細書を保管する。
- 補助金の支出に関連する帳票と全領収書を法律に従い必要期間保管する。
- 財団の定める授与と受諾の条件を順守し、適正に補助金資金を使用し、中間報告書、最終報告書ならびに提出必要書類(領収書や銀行明細書等)を遅滞なく地区へ提出する。
- クラブは、地区の行う補助金の適正使用調査、補助金会計調査に全面的に協力する。
- 地区ロータリー財団補助金管理セミナーに出席し、覚書を読み、これに同意する。
- クラブ会長とクラブ会長エレクトは、クラブの参加資格条件を満たし、これを順守し、確実に維持することを書面にて誓約し、署名して地区へ提出する。

備考

- クラブに参加資格を与えるのは、地区の責務です。(毎年、更新する必要がある)
- クラブの覚書〈クラブの参加資格認定・覚書(MOU)〉は、2840地区HPをご覧ください。

1. 地区役員の責務

地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト、地区ロータリー財団委員長は、ロータリー財団補助金の適切な使用の監督に加え、クラブと地区の参加資格認定について主要な責任を有する。地区役員の責務には、以下が含まれる。

1. 地区とクラブの参加資格認定を実施、管理、維持する。
2. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の対象と適切な補助金管理の慣行に沿って扱われるようにする。
3. 地区補助金、グローバル補助金の授与と受諾の条件を順守し、施行し、伝え、また、これに関してロータリアンを指導する。
4. 補助金に関する全ての人々が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

2. クラブの参加資格認定

地区は、地区内クラブの参加資格認定を行う責任を有する。参加資格の条件として、クラブは「クラブの覚書(MOU)」に同意し、クラブから少なくとも会員一人を地区ロータリー財団補助金管理セミナーに出席させなければならない。

- A. クラブがグローバル補助金を受領するには、参加資格を認められなければならない。ただし、地区補助金の資金を受領するにあたっては、クラブが資格認定を受けることは義務づけられていない。(2840地区は義務としている)
- B. 地区は、関係する地元の法律や地区特有の事情を考慮し、クラブの資格認定に追加要件を設けることが出来る。追加要件は、地区内すべてのクラブが満たすことのできるものでなければならない。
- C. 地区は、地区補助金の資金を、地区内外の参加資格を得ていないクラブに配分してもよい。ただし、これらの補助金の使用については、地区がその責任を有する。参加資格を得ていないクラブが、適用されるすべてのロータリー財団の方針〈ロータリー財団地区補助金の授与と受諾の条件の条件を含む〉に従わなかった場合、地区の参加資格が失われる恐れがある。

2840地区のグローバル補助金申請書セルフチェックリスト

■全ての提出様式は、「第2840地区 ガバナー事務所HP」からダウンロードしてください。

第2840地区 グローバル補助金申請書セルフチェックリスト

1. 申請書・事業計画書は全ての項目（様式3-1～3-2, 4-1～4-2）の記述をしましたか
2. 特に、ロータリアンが活動する具体例を2例以上記述しましたか
3. また収入予算欄は、網羅的に記述しましたか
4. DDFとWFの合計が30,000ドル以上、
WF授与額が200,000ドル以下となっていますか
5. 申請書・事業計画書は、署名を除き、所定の書式（word）で作成しましたか
6. プロジェクトの成果の測定方法は、明確に策定されていますか
7. プロジェクト完了後も、実施国において継続可能となる体制の確保は
できますか
8. 見積書・カタログ・仕様書等は添付しましたか
9. 見積書の有効期限は、十分余裕がありますか、日付、消費税等の記載は
適正にされていますか
10. 物品寄贈の場合は、受贈者の特定がされ表記されていますか
11. その後のメンテナンスや管理についても責任者が特定されていますか
12. MOU（覚書）は、全ての項目の記述をしましたか
13. 地区の審査基準に合致していますか
14. 「授与と受諾の条件」に合致していますか
15. 補助金管理セミナーには出席しましたか
16. 分区担当グローバル補助金委員に予め申請書の点検をしてもらいましたか

■クラブ名() ■ 年 月 日

■提出責任者署名

※申請書提出時に提出してください。

◆地区担当者署名

参考資料

ロータリー財団資料として
「2840地区ガバナーHP」に掲載しております。

1	ロータリー財団章典 (2020年1月) 【PDF】
2	ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金授与と受諾の条件 (2020年9月) 【PDF】
3	クラブの覚書 (MOU) の実施に関する指針 【PDF】
4	グローバル補助金ガイド 【PDF】
5	グローバル補助金オンラインの手続 【PDF】
6	グローバル補助金奨学金募集要項 (2840地区規定) 【Word】
7	グローバル補助金奨学生申請書 (応募者提出用) 【Excel】
8	グローバル補助金 (奨学金) 提出物チェックリスト (クラブ提出用) 【Excel】
9	奨学金が授与されるまで 【Excel】
10	ロータリー財団ハンドブック 【PDF】
11	地区補助金申請システム操作マニュアル 【PDF】
12	地区補助金報告システム操作マニュアル 【PDF】
13	セルフチェックリスト
14	グローバル補助金報告書セルフチェックリスト 【PDF】 / 【Word】
15	グローバル補助金申請書セルフチェックリスト 【PDF】 / 【Word】
16	クラブの参加資格認定 (覚書: MOU) 【PDF】
17	国際ロータリー日本事務局財団室
18	2021-22年度版 【寄付・認証 ロータリークラブの手引き】 【PDF】

2840地区年次寄付の状況

年 度	会員数	年次寄付額 \$	1人当たり \$	未達成クラブ	100\$以下
2018-19 宮内年度	2,112	367,346.53	173.93	12	2
2019-20 森田年度	2,099	365,073.14	173.93	13	1
2020-21 山田年度	2,081	381,138.88	183.15	11	3
2021-22 足立年度	2,059	350,917.16	170.43	16	4
2022-23 中野年度			150\$以上		

地区補助金

実施年度	寄付年度	DDF分配額 \$	申請クラブ	事業総額 円
2018-19 宮内年度	2015-16 生方年度	78,605.00	44 (29事業)	16,045,160
2019-20 森田年度	2016-17 豊川年度	104,457.00	44 (43事業)	17,371,185
2020-21 山田年度	2017-18 田中年度	112,751.00	40クラブ1地区 (38事業)	19,348,650
2021-22 足立年度	2018-19 宮内年度	95,733.00	45 (39事業)	16,926,473
2022-23 中野年度	2019-20 森田年度	94,832.00	45 (43事業)	16,478,265

グローバル補助金

実施年度	受理・実施クラブ	DDF使用総額	
		GG補助金使用額	その他
2018-19 宮内年度	2	\$66,556	ポリオ基金 \$30,000
			平和センター \$25,000
2019-20 森田年度	3	\$59,000	ポリオ基金 \$30,000
			平和センター \$30,000
2020-21 山田年度	クラブ 1	\$68,000	ポリオ基金 \$30,000
	地区 2		平和センター \$30,000
2021-21 足立年度	3	\$56,620	ポリオ基金 \$20,000
			平和センター \$10,000
			災害救援基金 \$100,000
2022-23 中野年度			

参考資料

2022-23実施年度(2021-22計画年度) 地区補助金申請一覧表 (45クラブ申請・43事業)

2022年7月3日現在

区分	No	クラブ	実施日	事業名	①2019-20年度 年次寄付クラブ 総額/円	②クラブ 拠出金 円	③補助金 申請額 円	④その他 の資金 円	⑤事業額 円	⑥補正後 申請額 円	⑦補助金 決定額 \$	地区補助 金委員会 担当者
第1区分	1	前橋	2022.8.1～ 2022.10.31	NPO 法人ターサ・エデュケーション支援プロジェクト	37,105.91	34,695	1,038,965		1,073,660	1,127,438	9,241	石井英智(前橋南)
	2	前橋西	2022.10.1	ふれあいの居場所こどもたちの健全育成と学習支援事業	7,537.13	290,341	211,039		501,380	229,010	1,877	
	3	前橋東	2022.9.1～ 2022.11.30	前橋市児童文化センター、ボランティアの会「プレイリーダー育成プロジェクト」	12,309.89	113,363	344,677		458,040	374,028	3,066	
	4	前橋北	2022.7.1～ 2022.11.30	群馬県野球連盟前橋支部の学童部のグラウンドに簡易フェンス寄付	12,037.58	250,940	337,000		587,940	365,697	2,998	
	5	前橋南	2022.7.1～ 2022.11.30	群馬県野球連盟前橋支部の学童部のグラウンドに簡易フェンス寄付	6,625.77	177,440	185,500		362,940	201,296	1,650	
	6	前橋中央	2022.10.20～ 2022.12.20	「バス停環境整備プロジェクト」	4,351.09	89,805	121,000		210,805	131,304	1,076	
第2区分A	7	桐生	2022.7.1～ 2022.11.30	放課後児童クラブへ本の寄贈	9,911.12	233,369	277,511		510,880	301,142	2,468	草処晋(桐生赤城)
	8	桐生南	2022.8.20～ 2022.12.15	知って活かそう桐生の宝～桐生の宝でひと休み～	5,771.07	113,411	161,589		275,000	175,349	1,437	
	9	桐生西	2022.11.6	中学生と学ぶ、地域再発見プロジェクト	8,581.00	31,282	240,268		271,550	260,728	2,137	
第2区分B	11	桐生赤城	2022.9.1～ 2022.10.30	国指定重要文化財「山上多宝塔」の重要性を後世に残すための歴史講演会開催。新里村の歴史を地元の子供たちに伝え続けるための活動	5,593.48	63,933	156,617		220,550	169,954	1,393	中西力太(伊勢崎東)
	12	伊勢崎	2023.1.11～ 2023.2.22	群馬県内にある児童養護施設(8施設)に入居し、2023年3月に高等学校を卒業する生徒に対しスーツ等一式を寄贈する事業	14,382.00	186,758	402,696		589,454	436,988	3,582	
	13	群馬境	2022.7.1～ 2022.10.31	社会福祉法人キャッチャー 利用者の就労訓練に使用する物品の寄贈	3,672.00	94,084	102,816		196,900	111,571	915	
	14	伊勢崎中央	2022.10.1～ 2023.2.28	医療従事者(伊勢崎佐波医師会病院)の方々への奉仕プロジェクト	13,800.00	268,100	386,400		654,500	419,304	3,437	
	15	伊勢崎南	2022.9.1～ 2022.9.30	伊勢崎特別支援学校生徒に対するテーブルマナー講習及びエンターテイメント鑑賞会	3,546.32	176,253	99,297		275,550	107,753	883	
	16	伊勢崎東	2022.8.7	子ども食堂支援事業	4,031.75	461,796	112,888		574,684	122,501	1,004	
第3区分	17	高崎	2022.10.10	野鳥の森へ案内板、集箱、ベンチの寄贈並びに支援事業。	19,184.54	105,453	537,167		642,620	582,909	4,778	小林匡美(高崎南)
	18	高崎南	2022.7.1～ 2022.10.1	特別養護老人ホームの入居者並びに介護スタッフのための介護設備向上支援事業	7,500.09	13,513	210,002		223,515	227,885	1,868	
	19	高崎北	2022.7.1～ 2023.3.31	群馬県高校生の「探求学習」の支援	13,720.37	64,210	384,170		448,380	416,884	3,417	
	20	高崎東	2022.7.1～ 2022.12.31	社会福祉法人白洞社東光保育園へ知育タブレット(キッズボード)寄贈事業	10,092.69	130,455	282,595		413,050	306,659	2,514	
	21	高崎シンフォニー	2022.8.1～ 2022.8.31	清水善造メモリアルテニスコートへのガーデンパラソルの寄贈	7,476.85	75,850	209,000		284,850	226,797	1,859	
	22	高崎セントラル	2022.7.1～ 2022.10.1	特別養護老人ホームの入居者並びに介護スタッフのための介護設備向上支援事業	6,116.45	6,105	171,260		177,365	185,844	1,523	
第4区分A	23	太田	2022.11.15～ 2023.2.28	児童への絵本読み聞かせ会	13,742.21	42,803	384,782		427,585	417,548	3,423	吉岡努(太田中央)
	24	太田西	2022.8.20	遊具寄贈プロジェクト	2,643.15	61,723	74,007		135,730	80,309	658	
	25	太田南	2022.11.1～ 2022.11.30	親子プロバスケットボール教室	9,157.80	142,442	256,418		398,860	278,253	2,281	
	26	新田	2022.7.17	新田RC杯ゴルフ大会	2,515.00	9,580	70,420		80,000	76,417	626	
	27	太田中央	2022.9.18	バリアフリーフェスタ	8,950.00	158,470	240,000		398,470	260,437	2,135	
第4区分B	28	館林	2022.11.19～ 2023.2.18	イルミネーション設置事業	7,742.59	333,648	216,792		550,440	235,253	1,928	加瀬揚彦(館林西)
	29	大泉	2023.2.10～ 2023.2.18	桜を城之内公園中丸へ植樹	10,968.52	43,101	307,119		350,220	333,272	2,732	
	30	館林西	2022.7.5～ 2022.12.20	憩いのベンチ設置	2,960.00	29,540	82,880		112,420	89,938	737	
	31	館林東	2022.7.6～ 2022.12.21	サッカーチーム「AC 館林フェリス」への支援	3,700.00	7,280	103,600		110,880	112,422	921	
	32	館林ミレニアム	2022.7.7～ 2022.7.28	熱中症対策支援	4,050.00	48,080	113,400		161,480	123,057	1,009	
第5区分	33	渋川	2022.8.26～ 2022.8.27	家族旅行ってどんなだ?子持山学園の子供たちへGOTO温泉宿泊体験&ハッポウダム勉強会	15,704.81	1,071,641	439,734		1,511,375	477,180	3,911	唐沢健二(中之条)
	34	沼田	2022.7.1～ 2023.1.31	若者による「利根沼田の魅力発見」	13,017.78	74,131	364,497		438,628	395,536	3,242	
	35	草津温泉	2023.3.13～ 2023.4.14	小学校一年生入学支援事業	2,250.00	3,880	63,000		66,880	68,365	560	
	36	中之条	2022.7.1～ 2022.8.31	親子で楽しむ「ねんど教室」	3,000.00	124,654	84,000		208,654	91,153	747	
	37	沼田中央	2022.7.1～ 2023.5.31	沼田中央ロータリークラブ旗中学生野球大会の主催	5,400.00	12,700	151,200		163,900	164,075	1,345	
	38	渋川みどり	2022.10.28～ 2022.11.10	未来ある中学生と群馬県知事の意見交換会	4,185.64	57,352	117,198		174,550	127,178	1,042	
第6区分	39	富岡	2022.12.10～ 2023.4.30	福祉施設の環境改善事業	7,570.00	221,220	211,960		433,180	230,009	1,885	松岡将之(安中)
	40	藤岡	2022.7.1～ 2022.11.30	藤岡特別支援学校の環境整備支援事業	8,199.77	222,764	224,206		446,970	243,298	1,994	
	41	安中	2022.10.9	安中市スポーツ協会陸上部支援事業	9,418.52	92,681	263,719		356,400	286,176	2,346	
	42	藤岡北	2022.7.1～ 2022.12.31	環境問題を考えるワークショップ実施事業	805.95	82,880	50,000		132,880	54,258	445	
	43	富岡中央	2022.7.1～ 2022.12.31	世界遺産「荒船風穴見学者広場」環境整備事業	5,856.41	229,711	163,979		393,690	177,943	1,459	
	44	碓氷安中	2022.11.1～ 2022.11.30	介護福祉施設への見学と医療機器寄贈事業	1,170.38	71,880	50,000		121,880	54,258	445	
	45	藤岡南	2022.7.1～ 2023.4.30	藤岡市へのeスポーツ波及活動	2,750.04	75,019	77,001		152,020	83,558	685	
	46	富岡かぶら	2022.8.1～ 2022.8.31	青岩公園公園内注意喚起看板設置事業	5,967.47	30,472	167,088		197,560	181,316	1,486	
District2840												
合計					365,073.14	6,228,808	10,249,457		16,478,265	11,122,250	91,166	

補助金総予算額 \$ (2019-20 年度年次寄付実績+恒久基金運用益) × 1/4 = \$95,166.00
 補助金分配額 \$95,166.00- \$4,000 = \$91,166.00
 \$91,166 × 122 円 = ¥11,122,252
 (4,000 ドルは補助金管理セミナー開催補助費として使用します)

地区補助金配分率: 補助金予算額 11,122,252 再分配率
 クラブからの補助金申請額の合計 10,249,457 1.085155243
 ロータリーレート(4月) \$ 1 = 122 1.085155

2023-24年度(2022-23計画年度)地区補助金申請額一覧

2022年7月30日現在

区分	NO.	クラブ	2019-20年 年次寄付クラブ総額 ドル	補助金 申請可能額 ドル	補正前補助金 申請可能額 円	申請限度額		地区補助金 委員会 担当者
						補助金申請可能額 円	申請可能額の20% (クラブ拠出金 円))	
第1分区	1	前橋	22,934.11	5,733.53	779,760	727,380	155,952	石井英智 前橋南
	2	前橋西	7,333.29	1,833.32	249,332	232,583	49,866	
	3	前橋東	20,527.40	5,131.85	697,932	651,049	139,586	
	4	前橋北	12,818.02	3,204.51	435,813	406,537	87,162	
	5	前橋南	6,491.08	1,622.77	220,697	205,872	44,139	
	6	前橋中央	3,916.99	979.25	133,178	124,232	26,635	
第2分区A	7	桐生	9,567.37	2,391.84	325,291	303,440	65,058	桐生草処普一 赤城
	8	桐生南	2,082.56	520.64	70,807	66,051	14,161	
	9	桐生西	9,054.00	2,263.50	307,836	287,157	61,567	
	11	桐生赤城	5,495.46	1,373.87	186,846	174,294	37,369	
第2分区B	12	伊勢崎	11,731.00	2,932.75	398,854	372,061	79,770	伊勢崎中西力太 東
	13	群馬境	3,519.00	879.75	119,646	111,609	23,929	
	14	伊勢崎中央	15,280.00	3,820.00	519,520	484,622	118,304	
	15	伊勢崎南	4,719.14	1,179.79	160,451	149,673	32,090	
	16	伊勢崎東	3,851.69	962.92	130,957	122,161	26,191	
第3分区	17	高崎	22,302.55	5,575.64	758,287	707,350	151,657	江畑晴彦 高崎
	18	高崎南	8,419.00	2,104.75	286,246	267,018	57,249	
	19	高崎北	11,595.24	2,898.81	394,238	367,756	78,847	
	20	高崎東	8,239.95	2,059.99	280,158	261,339	56,031	
	21	高崎シンフォニー	10,803.94	2,700.99	367,334	342,659	73,466	
	22	高崎セントラル	6,403.92	1,600.98	217,733	203,107	43,546	
第4分区A	23	太田	17,716.11	4,429.03	602,348	561,886	120,469	太田吉岡中央 努
	24	太田西	2,370.37	592.59	80,593	75,179	16,118	
	25	太田南	9,381.16	2,345.29	318,959	297,534	63,791	
	26	新田	2,600.00	650.00	88,400	82,462	17,680	
第4分区B	27	太田中央	7,910.00	1,977.50	268,940	250,874	53,788	館林加瀬揚彦 西
	28	館林	15,649.46	3,912.37	532,082	496,340	106,416	
	29	大泉	4,772.06	1,193.02	162,250	151,351	32,450	
	30	館林西	2,550.00	637.50	86,700	80,876	17,340	
	31	館林東	1,950.00	487.50	66,300	61,846	13,260	
	32	館林ミレニアム	4,450.00	1,112.50	151,300	141,137	30,260	
第5分区	33	渋川	12,194.29	3,048.57	414,606	386,755	82,921	唐沢健二 中之条
	34	沼田	14,252.20	3,563.05	484,575	452,024	96,915	
	35	草津温泉	2,100.00	525.00	71,400	66,604	14,280	
	36	中之条	3,150.00	787.50	107,100	99,906	21,420	
	37	沼田中央	27,087.43	6,771.86	920,973	859,107	171,432	
	38	渋川みどり	5,124.57	1,281.14	174,235	162,531	34,847	
第6分区	39	富岡	6,250.00	1,562.50	212,500	198,226	42,500	松岡将之 安中
	40	藤岡	9,227.11	2,306.78	313,722	292,648	62,744	
	41	安中	9,150.21	2,287.55	311,107	290,209	62,221	
	42	藤岡北	629.82	157.46	21,414	19,975	10,000	
	43	富岡中央	5,862.11	1,465.53	199,312	185,923	39,862	
	44	碓氷安中	1,350.00	337.50	45,900	42,817	10,000	
	45	藤岡南	3,650.00	912.50	124,100	115,764	24,820	
	46	富岡かぶら	4,676.30	1,169.08	158,994	148,314	31,798	
ロータリー アクト	47	伊勢崎			50,000	46,641	9,254	第2分区B
	48	桐生			50,000	46,641	9,254	第2分区A
	49	桐生西			50,000	46,641	9,254	第3分区A
	50	前橋			50,000	46,641	9,254	第1分区
	51	沼田			50,000	46,641	9,254	第5分区
	52	太田			50,000	46,641	9,254	第4分区A
	53	高崎北			50,000	46,641	9,254	第3分区A
第2840地区			381,138.91	95,284.73	13,308,723	12,414,723	2,664,685	

- ①3年前の寄付実績＝ 381,138.91 ドル 補助金分配可能額 ドル (⑤－⑥) ＝ 91,285 ドル
 ②恒久基金の運用益＝ 未確定 補助金分配可能額 円＝ 12,414,723 円
 ③3年前の寄付実績×0.25＝ 95,284.73 ドル
 ④恒久基金運用益(概算値)×0.25＝ 未確定 ロータリーレート(7月)＝ 136 円
 ⑤補助金予算額(③+④)＝ 95,284.73 ドル
 ⑥セミナー開催経費補助＝ 4,000.00 ドル

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
(2013-2014年度版)〈初版〉

■企画編集・制作■

ロータリー財団委員会
委員長 牛久保哲男
副委員長 伊能 富雄
補助金委員会 委員長 森田 高史
資金管理委員会委員長 藤丸 兼一

■初版発行日 2013年11月1日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
(2014-2015年度版)〈第2版〉

■企画編集・制作■

ロータリー財団委員会
委員長 牛久保哲男
アドバイザー 高木貞一郎
副委員長 伊能 富雄
補助金委員会 委員長 森田 高史
地区補助金 委員長 下井田秀一
グローバル補助金委員長 大島 秀夫
資金管理委員会委員長 藤丸 兼一

■第2版発行日 2014年8月20日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
(2015-2016年度ダイジェスト版)〈第3版〉

■企画編集・制作■

ロータリー財団委員会
委員長 伊能 富雄
アドバイザー 牛久保哲男
補助金委員会 委員長 森田 高史
地区補助金 委員長 下井田秀一
グローバル補助金委員長 大島 秀夫
資金管理委員会委員長 藤丸 兼一

■第3版ダイジェスト版発行日
2015年8月20日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
(2016-2017年度ダイジェスト版)〈第4版〉

■企画編集・制作■

ロータリー財団委員会
アドバイザー 牛久保哲男
委員長 伊能 富雄
補助金委員会 委員長 下井田秀一
地区補助金 委員長 山田 利和
グローバル補助金委員長 津久井 功
資金管理委員会委員長 洪澤 誠

■第4版ダイジェスト版発行日
2016年8月20日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
(2017-2018年度ダイジェスト版)〈第5版〉

■企画編集・制作■

ロータリー財団委員会
アドバイザー 牛久保哲男
委員長 伊能 富雄
補助金委員会 委員長 板垣 忍
地区補助金 委員長 山田 利和
グローバル補助金委員長 津久井 功
資金管理委員会委員長 洪澤 誠

■第5版ダイジェスト版発行日
2017年8月19日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
(2018-2019年度ダイジェスト版)〈第6版〉

■企画編集・制作■

ロータリー財団委員会
アドバイザー 牛久保哲男
委員長 板垣 忍
補助金委員会 委員長 山田 利和
地区補助金 委員長 今井 幸吉
グローバル補助金委員長 津久井 功
資金管理委員会委員長 洪澤 誠

■第6版ダイジェスト版発行日
2018年8月4日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
(2019-2020年度ダイジェスト版)〈第7版〉

■企画編集・制作■

ロータリー財団委員会
アドバイザー 牛久保哲男
委員長 板垣 忍
補助金委員会 委員長 山田 利和
地区補助金 委員長 石川 好男
グローバル補助金委員長 津久井 功
資金管理委員会委員長 川口 修平

■第7版ダイジェスト版発行日
2019年8月20日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
(2020-2021年度ダイジェスト版)〈第8版〉

■企画編集・制作■

ロータリー財団委員会
アドバイザー 牛久保哲男
委員長 板垣 忍
補助金委員会 委員長 今井 幸吉
地区補助金 委員長 石川 好男
グローバル補助金委員長 小比木正博
資金管理委員会委員長 川口 修平

■第8版ダイジェスト版発行日
2020年8月20日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
(2021-2022年度ダイジェスト版)〈第9版〉

■企画編集・制作■

ロータリー財団委員会
アドバイザー 牛久保哲男
委員長 今井 幸吉
補助金委員会 委員長 菊川 善明
地区補助金 委員長 石川 好男
グローバル補助金委員長 小比木正博
資金管理委員会委員長 福島 敬仁

■第9版ダイジェスト版発行日
2021年8月20日

国際ロータリー第2840地区
ロータリー財団委員会
「ロータリー財団ハンドブック」
(2022-2023年度版)〈第10版〉

■企画編集・制作■

ロータリー財団委員会
アドバイザー 牛久保哲男
委員長 今井 幸吉
補助金委員会 委員長 菊川 善明
地区補助金 委員長 小林 匡美
グローバル補助金委員長 ランドルフ留利子
資金管理委員会委員長 福島 敬仁
協力 ロータリー情報研究会

■第10版ロータリー財団ハンドブック発行日
2022年8月20日



国際ロータリー第2840地区